

第2次静岡市子ども・若者育成プラン

～人とのつながりを大切にし、
すすんで社会に参画する子ども・若者を育む～



静岡市

はじめに

日本全体が人口減少時代を迎えるなか、子ども・若者を健全に育成することは、さらに重要度を増しております。

「まちづくりは、人づくり。」私はそう確信して、これまで、次世代を担う人材を育む環境の充実に、力を注いでまいりました。

しかしながら、近年の社会・経済情勢の影響を受け、子ども・若者を取り巻く環境は変化し、いじめや犯罪被害、さらにニート（若年無業者）やひきこもり、貧困など様々な問題が指摘されています。

郷土を愛し、飛躍・発展させていく原動力となる子ども・若者が健やかに成長し、社会の主体となっていくことは、私たちの共通の願いです。

そこで、本市では、静岡市青少年問題協議会の提言（平成25年2月）や、子ども・若者実態調査の結果を基に、「第2次静岡市子ども・若者育成プラン」を策定いたしました。

この計画は、「人とのつながりを大切にし、すすんで社会に参画する子ども・若者を育む」を基本理念とし、これから8年間における本市の子ども・若者の健全育成を図っていくものです。

今後は、この計画に基づき、市民・関係団体・事業者の皆様と行政が連携・協働し、子ども・若者が主体となって社会を形成していくことを目指し、施策を総合的に推進してまいります。皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願いします。

結びに本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました静岡市青少年問題協議会の委員の方々をはじめ、アドバイザーの皆様、貴重なご意見やご提言をお寄せいただいた市民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成27年3月



静岡市長 田辺 信宏

目 次

第1章 プラン策定の趣旨

1 策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2

第2章 子ども・若者の現状と課題

1 社会環境の変化	3
2 静岡市の子ども・若者の実態	7
3 第1次子ども・若者育成プランの検証	20
4 子ども・若者の健全育成に向けた課題	21

第3章 プランの目指す姿

1 基本理念	24
2 基本目標	25

第4章 施策の展開

1 施策の柱	27
2 基本施策	28
3 取り組むべき施策とその事業内容	30

第5章 プランの推進

1 推進体制	55
2 進行管理	56
3 成果指標	57

体 系 図	58
-------	----

参 考 資 料	61
---------	----

用 語 説 明	83
---------	----

第1章 プラン策定の趣旨

1 策定の背景と目的

次代を担う子ども・若者¹が人ととのつながりを大切にし、円滑な社会生活を営むことができるとともに、日々幸せな家庭生活を送ることができるよう環境を整えていくことは、社会を構成するすべての組織及び個人の使命であります。

しかしながら、少子化傾向に歯止めが掛かっていないことや核家族化・情報化の進展など、子ども・若者を取り巻く環境は大きく変わっています。このような中、家庭や地域社会の教育力の低下が指摘されるとともに、子ども・若者による犯罪や非行²、いじめ³、被虐待なども相変わらず深刻な問題となっています。さらに、ニート⁴（若年無業者）、ひきこもり⁵、不登校⁶など困難を抱える子ども・若者がクローズアップされています。

こうした背景の中、平成22年4月に、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備と、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するネットワークづくりを目的とする「子ども・若者育成支援推進法」（平成21年法律第71号）が施行されました。

同法では、

- (1) 対象とする年齢が0歳～30歳未満（施策によっては40歳未満）であること
 - (2) 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう支援すること
 - (3) 困難を抱える子ども・若者に状況に応じたきめ細やかな対応を求められていること
- などが主な特徴です。

静岡市においては、平成24年3月に「静岡市子ども・若者育成プラン」を策定し、本市の基本的な方向を明確にするとともに、具体的な施策を体系的かつ総合的に実施し、子ども・若者が夢と希望を語ることができる地域社会づくりに努めてきました。

今回、同プランの計画期間が平成27年3月をもって終了となるため、プランの検証を行ったところ、基本理念や基本目標等は前プランを概ね引き継ぎながら、最新の子ども・若者実態調査の結果を踏まえ、静岡市青少年問題協議会での審議等を経て、「第2次静岡市子ども・若者育成プラン」を策定することとしました。

¹ 【子ども・若者】用語説明（83ページ）No.1参照

² 【非行】20歳未満の者の不良行為（飲酒、喫煙、家出、深夜徘徊等）犯行為に当たらない程度の非行）若しくはぐ犯行為（度重なる家出や深夜徘徊、暴走族や暴力団関係者等不道徳な人との交際、いかがわしい場所への出入り、性的逸脱等、将来罪を犯し又は刑罰法令に触れる行為を行うおそれのある問題行動）、14歳未満の者の触法行為又は犯行時若しくは処理時の年齢が14歳以上20歳未満の者の犯罪行為

³ 【いじめ】児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。出典：いじめ防止対策推進法

⁴ 【ニート】15～34歳の非労働人口のうち、通学、家事を行っていない者。出典：総務省統計局「労働力調査」

⁵ 【ひきこもり】様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊）を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしていてもよい）を示す現象概念。出典：厚生労働省HP

⁶ 【不登校】何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、子どもが登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること。（ただし病気や経済的理由によるものを除く）ここでは年間に連続又は断続して学校を年間30日以上欠席した児童生徒のうち不登校を理由とする者。出典：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

2 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子ども・若者ビジョン」に基づく市町村子ども・若者計画です。

また、「第3次静岡市総合計画」、「静岡市子ども・子育て支援プラン」、「静岡市健康福祉基本計画」、「静岡市教育振興基本計画」、など本市における他の計画との整合を図り、相互に連携して計画を推進していきます。

3 計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成34年度までの8年間とします。なお、計画の進捗状況や社会環境の変化などに応じて、期間途中でも必要な見直しを図ることとします。

静岡市青少年育成プラン【H19～H26】

第1次静岡市子ども・若者育成プラン（改訂）【H24～H26】

第2次静岡市子ども・若者育成プラン【H27～H34】

（※）静岡市基本構想の終期に合わせたもの

第1次静岡市総合計画【H17～21】

第2次静岡市総合計画【H22～26】

第3次静岡市総合計画【H27～34】

4 計画の対象

「子ども・若者育成支援推進法」及び「子ども・若者ビジョン」に基づき、対象年齢を0歳から30歳未満（施策によっては40歳未満）とします。

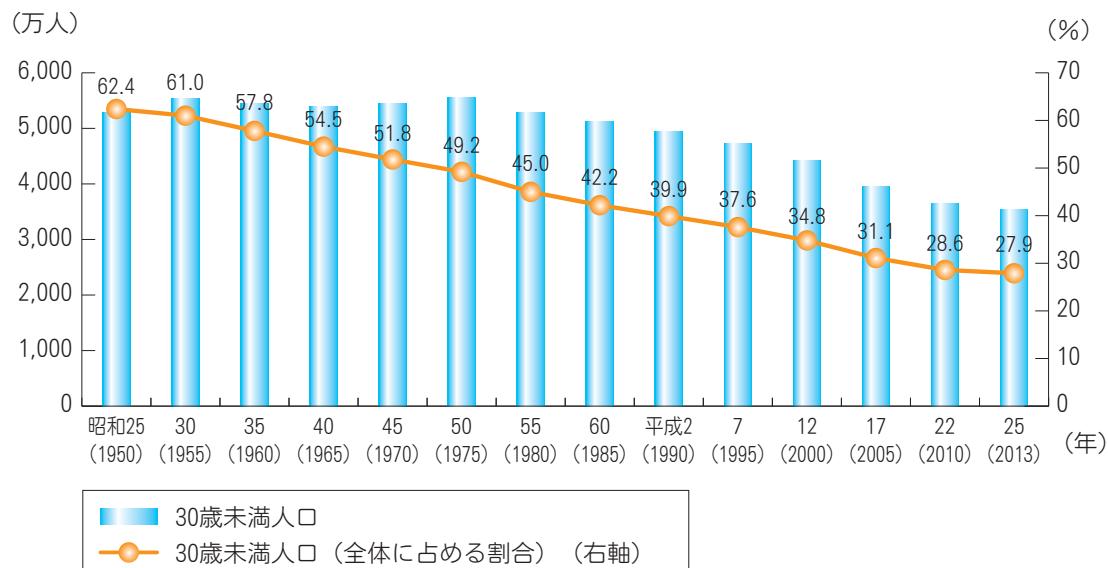
ただし、主な対象は学童期（小学生）から30歳未満とします。

第2章 子ども・若者の現状と課題

1 社会環境の変化

子ども・若者人口及び総人口に占める子ども・若者人口の割合は、昭和50年以降、減少を続け少子化が進行しています。日本社会の核家族化、情報化もますます進み、子ども・若者を取り巻く状況は激変しています（資料1）。

資料1 <子ども・若者人口及び総人口に占める子ども・若者人口の割合の推移>



[出典] 総務省「国勢調査」「人口推計（各年10月1日現在）」

(注) 昭和45年以前の数値には沖縄県は含まれない。

資料：『平成26年版 子ども・若者白書』（内閣府）

このような環境の変化を受けて、いじめ、児童虐待⁷、有害情報⁸の氾濫等の問題とともに、ニート（若年無業者）、ひきこもりなどの問題も深刻化しています。

日常生活におけるインターネットや携帯電話、スマートフォンなどの普及により、役に立つ様々な情報を簡単に手に入れたり、SNS⁹（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を利用して、より多くの人と自由に通信できるようになりました（資料2）。

⁷ 【児童虐待】保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

出典：「児童虐待の防止等に関する法律」

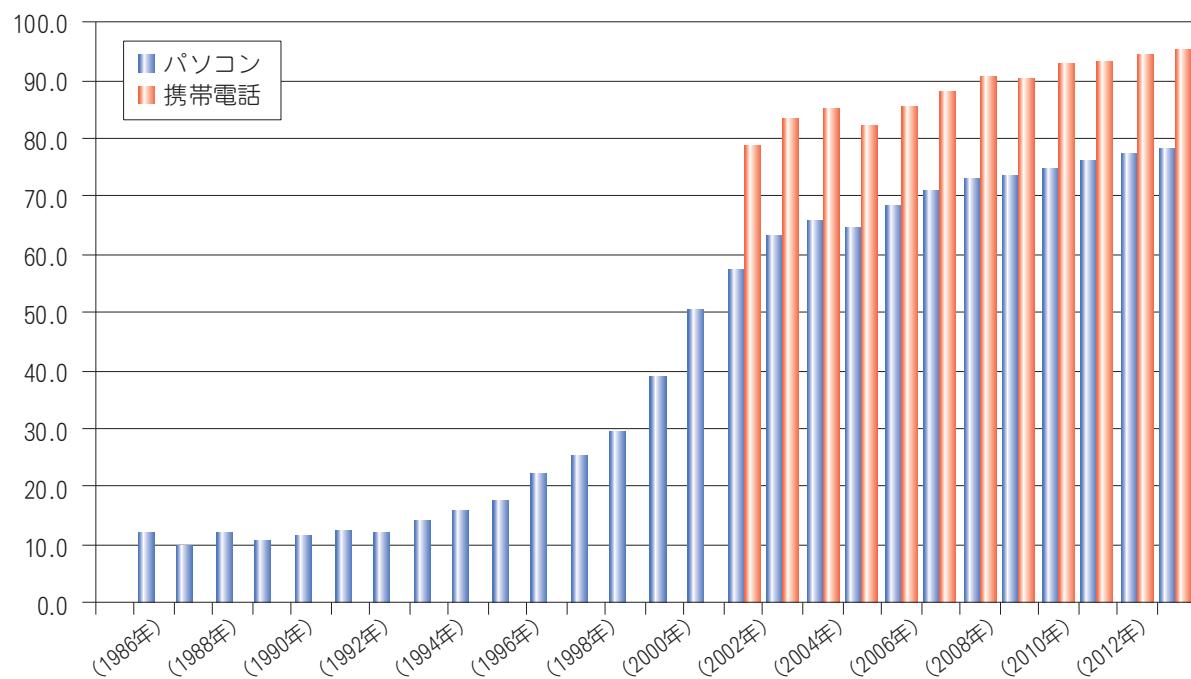
⁸ 【有害情報】インターネットを利用して公衆の閲覧（視聴を含む）に供されている情報であって青少年の健全な成長を著しく阻害するもの。出典：「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」

⁹ 【SNS】インターネットを利用して公衆の閲覧（視聴を含む）に供されている情報であって青少年の健全な成長を著しく阻害するもの。出典：「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」

一方、出会い系サイト¹⁰や薬物売買サイトなど有害な情報も簡単に手に入れることができますため、犯罪に巻き込まれるなどの事態が生じています（資料3）。

さらに、長時間にわたってパソコン等と向き合い、ゲームやインターネットなど仮想現実の世界で過ごすことが、子ども・若者の意識や行動に悪影響を与えていたのではないかとの懸念も生じています。

資料2 <パソコン・携帯電話の普及率(%) (一般世帯)の推移> 内閣府消費動向調査データより作成



資料3 <出会い系サイト被害者の年齢・性別>

平成25年の被害者228人の69.7%が18歳未満の児童でした。

	H21	H22	H23	H24	H25
被害者数 (人)	548	397	351	264	228
うち女性	502 (91.6%)	289 (72.8%)	337 (96.0%)	249 (94.3%)	179 (78.5%)
児童	453 (82.7%)	254 (64.0%)	282 (80.3%)	218 (82.6%)	159 (69.7%)
うち女性	447	253	282	218	159
18歳以上	95 (17.3%)	143 (36.0%)	69 (19.7%)	46 (17.4%)	69 (30.3%)
うち女性	55	36	55	31	20

※（ ）は、「被害者数」に対する割合、児童とは18歳未満の者をいう。

資料：「警察庁：あぶない！出会い系サイト：データでみる犯罪の現状」

¹⁰【出会い系サイト】「インターネット異性紹介事業」以下の4要件をすべて満たす事業。

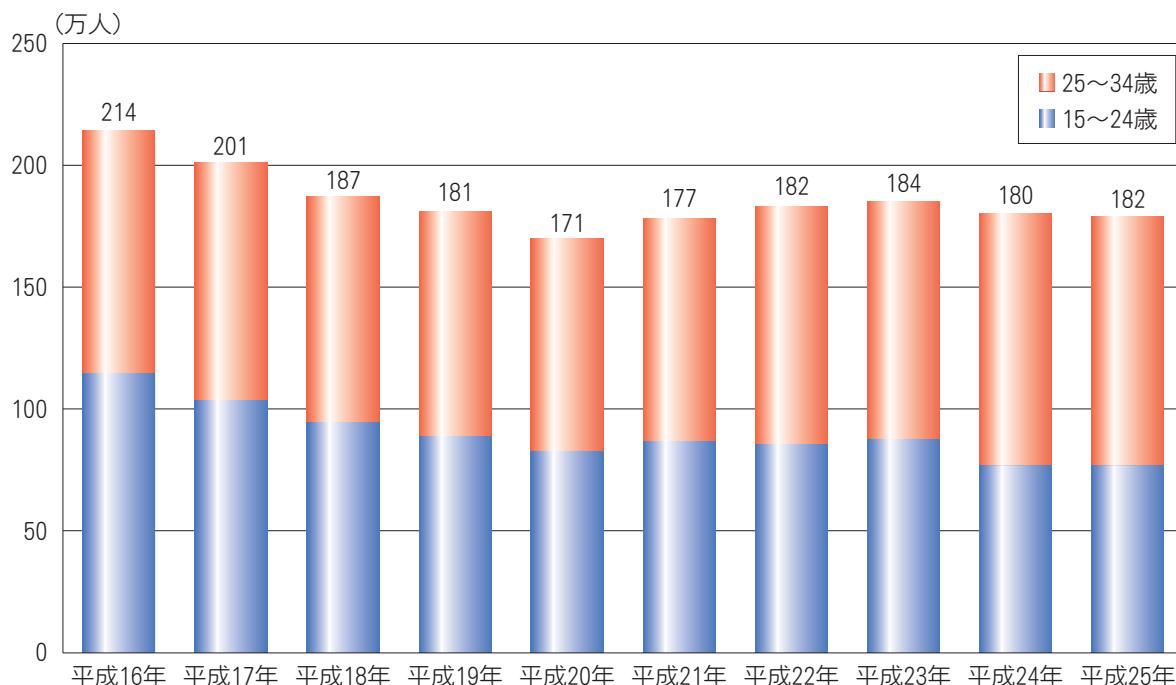
- ・面識のない異性との交際を希望する者（異性交際希望者という。）の求めに応じて、その者の異性交際にに関する情報をインターネット上の電子掲示板に掲載するサービスを提供していること。
- ・異性交際希望者の異性交際にに関する情報を公衆が閲覗できるサービスであること。
- ・インターネット上の電子掲示板に掲載された情報を閲覗した異性交際希望者が、その情報を掲載した異性交際希望者と電子メール等を利用して相互に連絡することができるようにするサービスであること。
- ・有償、無償を問わず、これらのサービスを反復継続して提供していること。

出典：「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」

若年層の雇用は経済情勢の影響を受けやすく、雇用形態も変化しています。近年、正規としての雇用が抑制される傾向がありますが、非正規雇用は①給与が少ない、②雇用が不安定、③就労を重ねても知識・技能・技術の蓄積される業務でない、といったマイナス要素があり、さらに仕事への充実感の喪失などの問題も生じています。

また、フリーター（若年無業者）、ひきこもりなどが社会問題となっており、若者の社会的自立の遅れも指摘されています（資料4、5、6）。

資料4 <フリーターの人数の推移>



資料：総務省統計局「労働力調査」データより作成

注）フリーターは、年齢が15～34歳までで、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とした。

①雇用者のうち「パート・アルバイト」の者

②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者

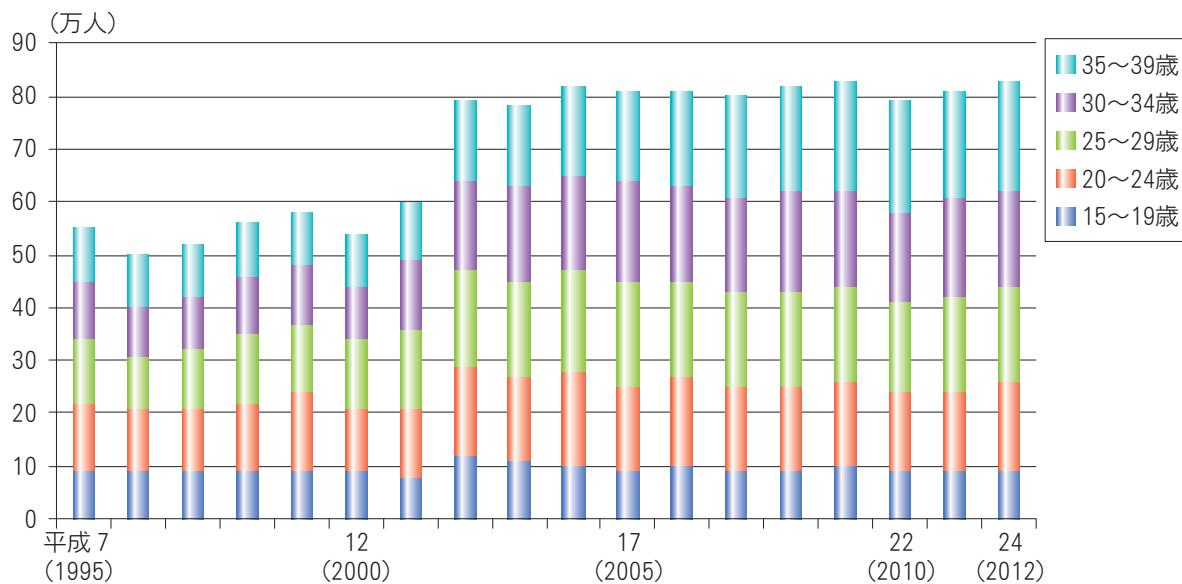
③非労働人口で、家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者

【完全失業者】調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

【非労働人口】調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

出典：総務省統計局「労働力調査」

資料5 <若年無業者（ニートに近い概念）数の推移>



資料：総務省統計局「労働力調査」データより作成

注) 若年無業者は15~34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。グラフでは参考に35~39歳の数値も記載。

資料6 <ひきこもりの推計数>

内閣府では、平成22年2月に15~39歳の子ども・若者5,000人を対象として調査を実施し、3,287人（65.7%）から回答を得た。

	該当人数 (人)	有効回収率に 占める割合(%)	全国の推計数 (万人)(注1)	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する	39	1.19	46.0	準ひきこもり 46.0万人
(注2)				
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	13	0.40	15.3	+
自室からは出るが、家からは出ない	3	0.09	3.5	狭義のひきこもり 23.6万人(注3)
自室からほとんど出ない	4	0.12	4.7	
計	59	1.79	69.6	広義のひきこもり 69.6万人

(注) 1 総務省「人口設計」(2009年)によると、15~39歳人口は3,880万人より、有効回収率に占める割合(%) × 3,880万人 = 全国の推計数(万人)

2 ア) 現在の状態となって6か月以上の者のみ

イ) 「現在の状態のきっかけ」で「病気(病名:)」に統合失調症又は身体的な病気、又は「その他()」に自宅で仕事をしていると回答をした者を除く

ウ) 「ふだん自宅にいるときによくしていること」で「家事・育児をする」と回答した者を除く

3 厚生労働省の新ガイドラインにおけるひきこもりの推計値は25.5万世帯となっており、ほぼ一致する。

資料: 「平成22年7月内閣府 若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)」

2 静岡市の子ども・若者の実態

静岡市における子ども・若者人口（0歳～30歳未満）は、平成26年12月31日現在で、190,625人、市人口の26.6%となっており、少子化の影響などにより、緩やかな減少傾向にあります。

第2次静岡市子ども・若者育成プランを策定するにあたり、本市における子ども・若者の実態を把握するため、平成25年10月に、市内の小学校高学年児童、中学生、高校生、その保護者及び18～39歳の青年を対象に「子ども・若者実態調査」を実施しました。この調査結果や各種報告書などから、静岡市の子ども・若者の意識や行動の一端が明らかになりました。

※ 資料7-1～資料24は「静岡市子ども・若者実態調査」（平成25年度調査）による。

※ グラフ中のnは回答者数を表す。

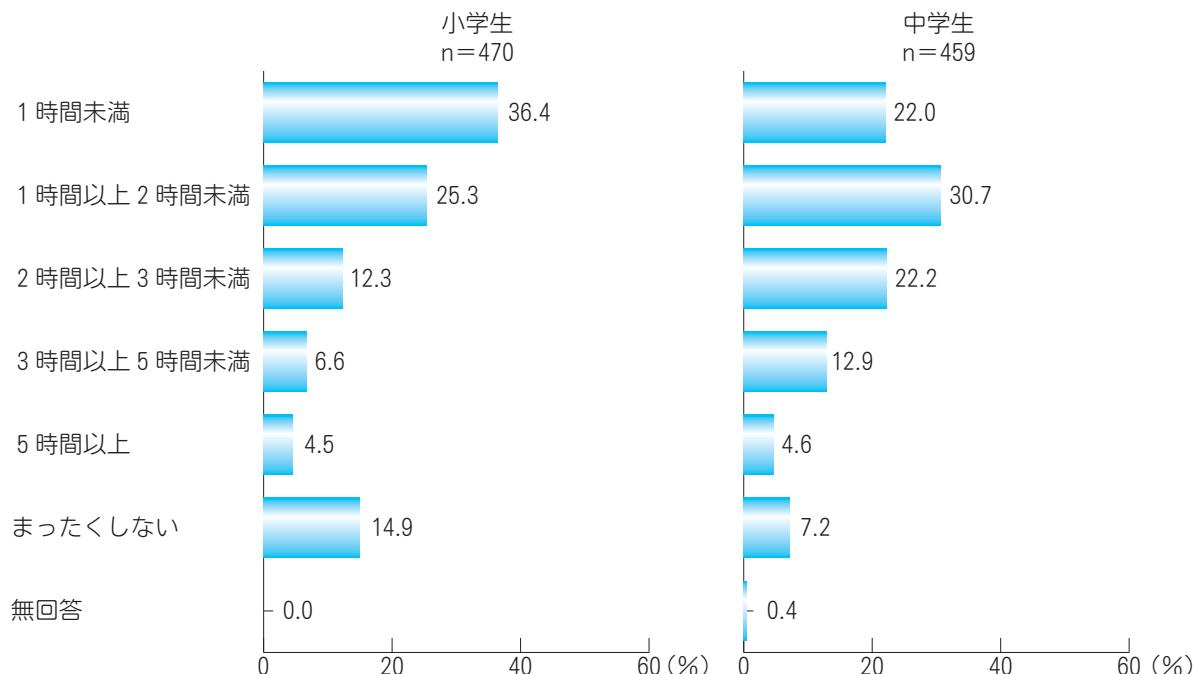
【生活習慣について】

平日のインターネット利用時間（ゲーム時間を含む）は、中学生、高校生、青年の各世代とも1時間以上2時間未満の割合が最も多くなっています（資料7-1、7-2）。

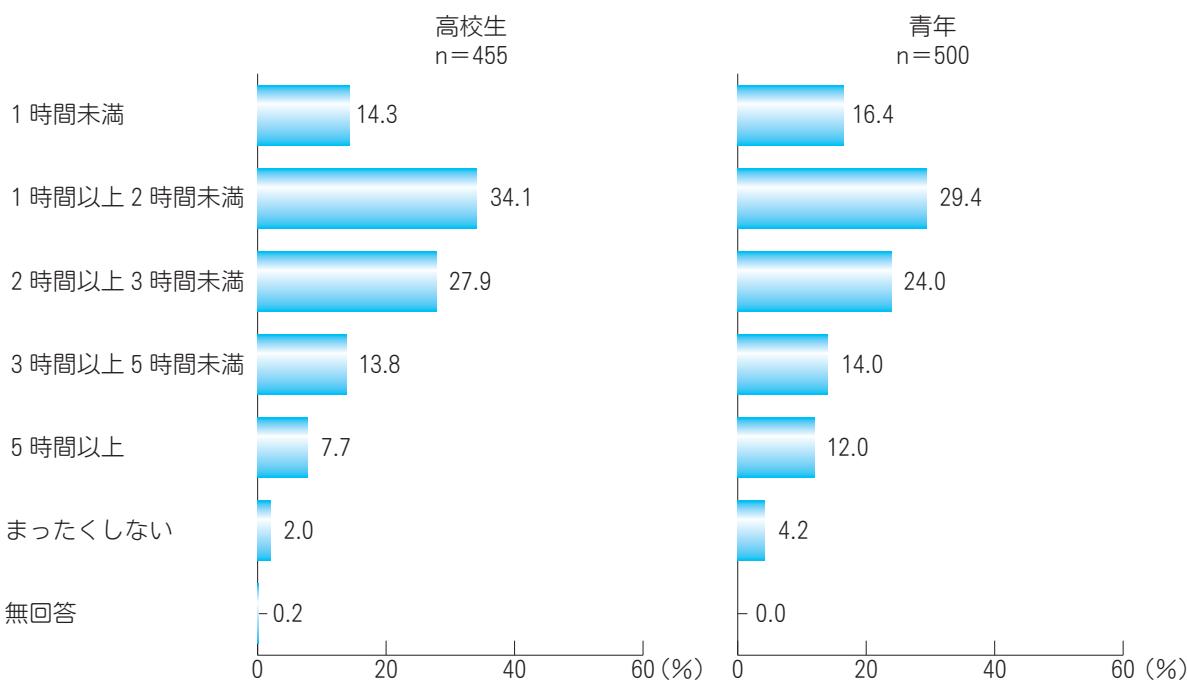
平日の就寝時間は、年代が上がるほど遅くなります（資料8）。

また、携帯電話・スマートフォンの所有は、年代が上がるほど、「持っている」が増加しています（資料9）。

資料7-1 <平日のインターネット（ゲーム時間を含む）の利用時間>

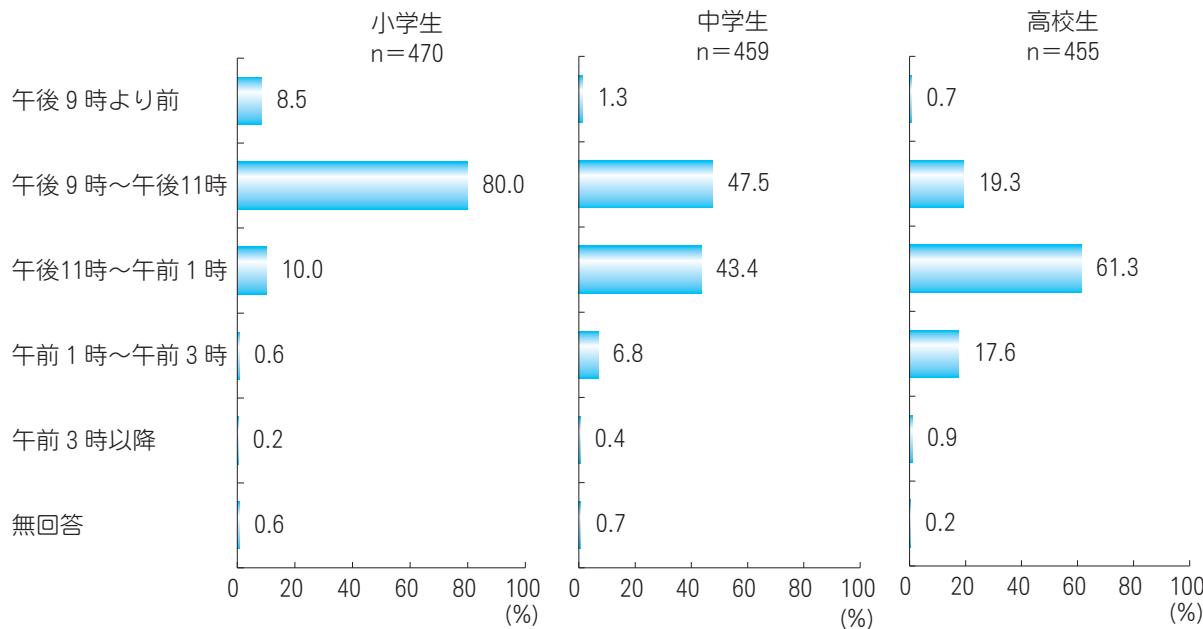


資料7-2 <平日のインターネット（ゲーム時間を含む）の利用時間>



資料8 <平日の就寝時間>

ふだん（平日）、だいたい何時ごろ寝ますか。【○は1つ】



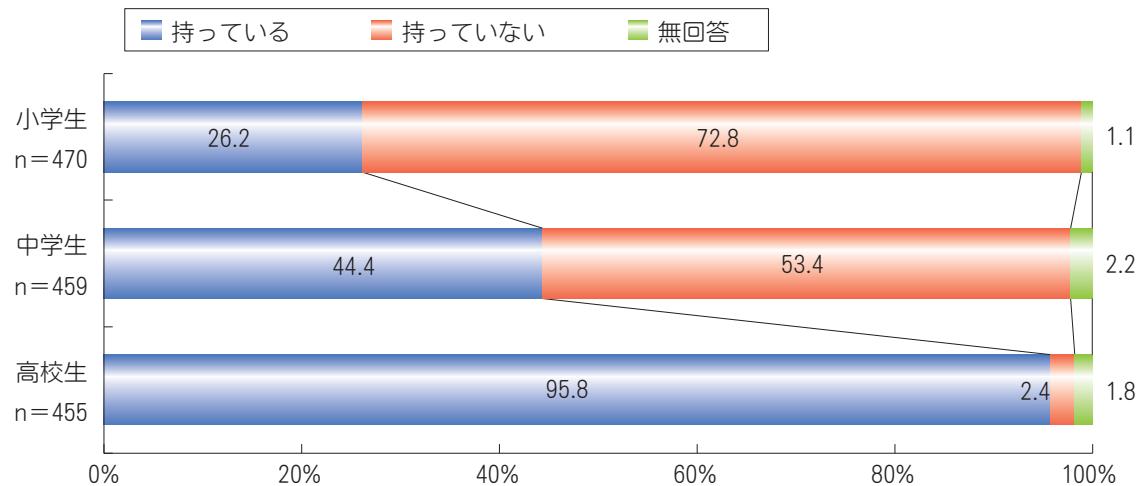
平日の就寝時間は、小学生では「午後9時～午後11時」が80.0%と最も多く、次いで「午後11時～午前1時」が10.0%となっています。

中学生では「午後9時～午後11時」が47.5%と最も多く、次いで「午後11時～午前1時」が43.4%となっています。

高校生では「午後11時～午前1時」が61.3%と最も多く、次いで「午後9時～午後11時」が19.3%となっています。

資料9 <携帯電話・スマートフォンの所有>

自分専用の携帯電話やスマートフォンを持っていますか。【○は1つ】

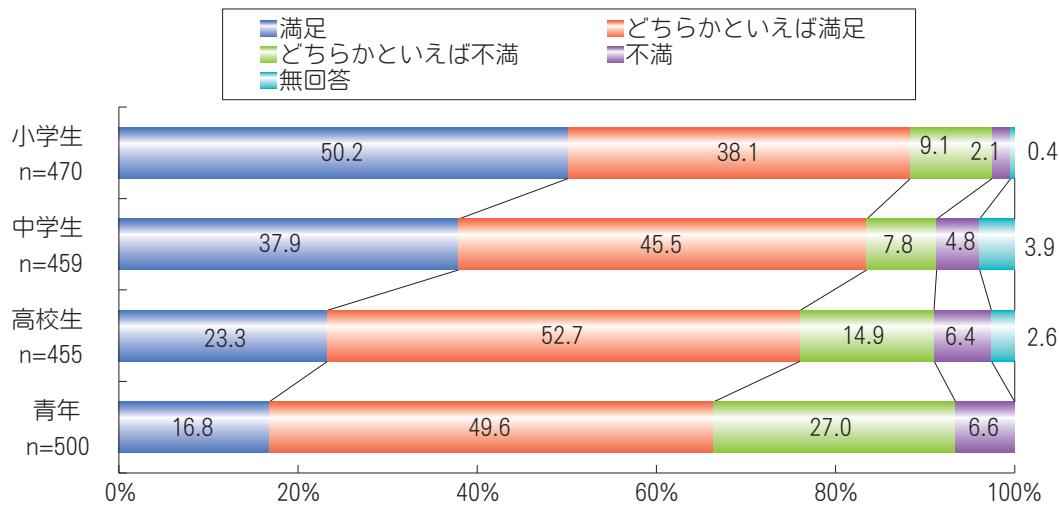


【子ども・若者の意識について】

現在の生活に対する満足度をみると、すべての年代において6割以上が「満足」、「どちらかといえば満足」と答えています（資料10）。

資料10 <現在の生活に対する満足度>

あなたは現在の生活に満足していますか。【○は1つ】

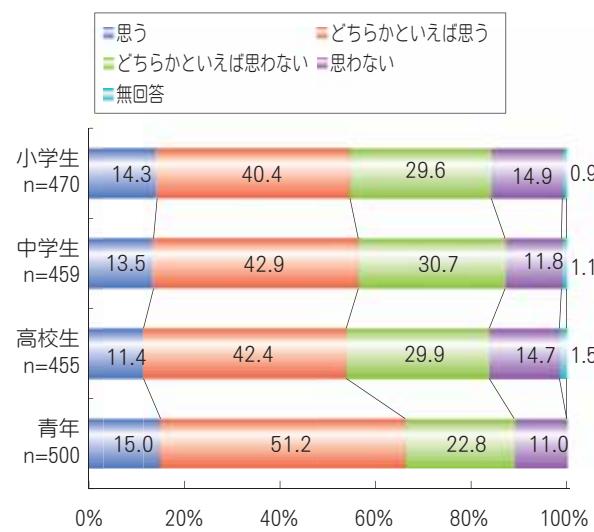


自己有用感¹¹をみると、「自分が誰かの役に立っていると思う」と「どちらかといえば思う」を合わせると、すべての年代で5割を超えており、青年では6割以上という結果となっています（資料11）。

また、自己への好意度は小学生では約7割、他の年代で約6割が今の自分を好意的にとらえています（資料12）。

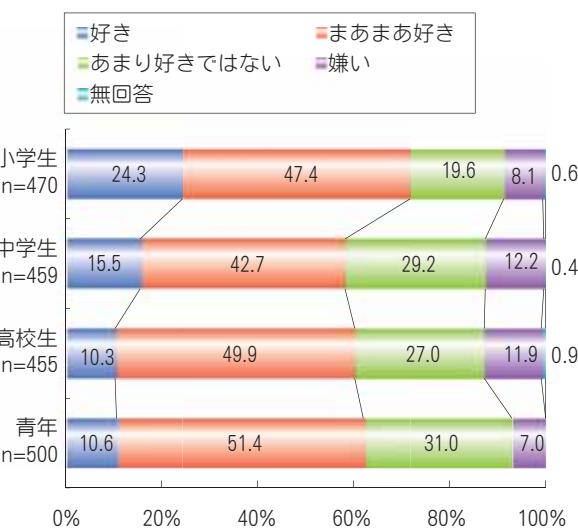
資料11 <自己有用感の有無>

（自分が誰かの役に立っていると思うか）



資料12 <自己への好意度>

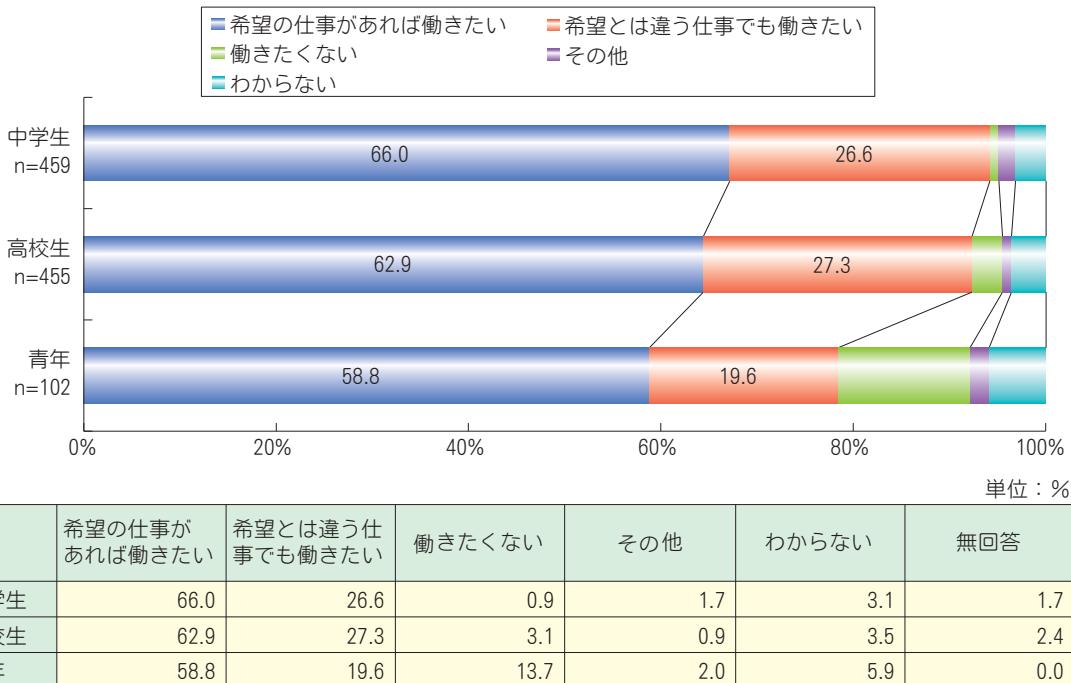
（今の自分が好きか）



¹¹ 【自己有用感】他者の存在を前提として自分の存在価値を感じること、誰かの役に立てたという成就感や誰かから必要とされているという満足感のこと。

出典；国立教育政策研究所生徒指導センター 『「社会性の基礎」を育む「交流活動」・「体験活動」－「人ととかかわる喜び」をもつ児童生徒に－』

資料13 <就職の考え方>

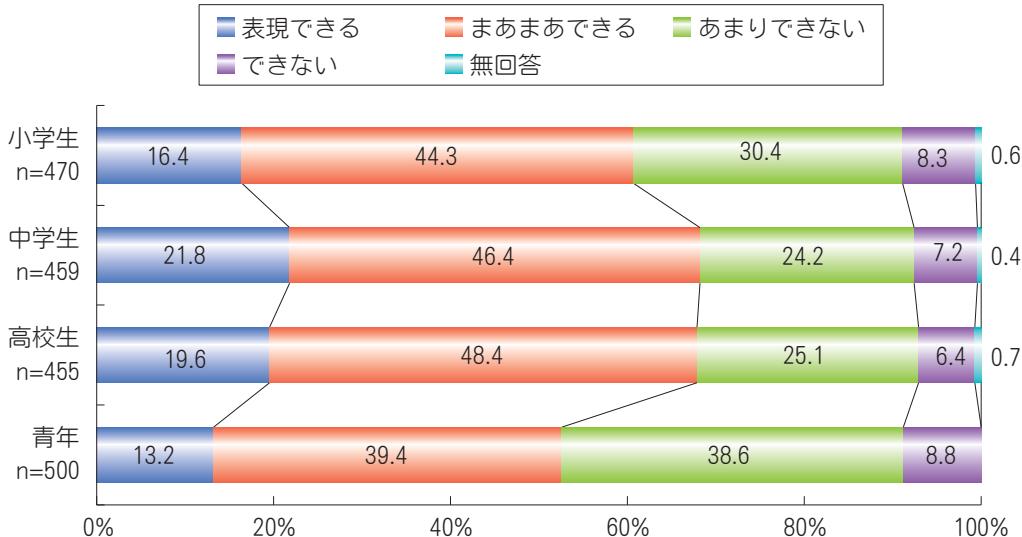


若者層の就職についての意識をみると、「希望の仕事があれば働きたい」と答える者が約6割で、自分がやりたいことを仕事としたいと考える若者が多いことがうかがえます。

「希望の仕事があれば働きたい」と答える者が約6割である一方、約2割の若者が「希望と違っても働きたい」と答えています（資料13）。

資料14 <自己表現力>

あなたは、自分の気持ちや考えをことばでうまく表現できますか。【○は1つ】



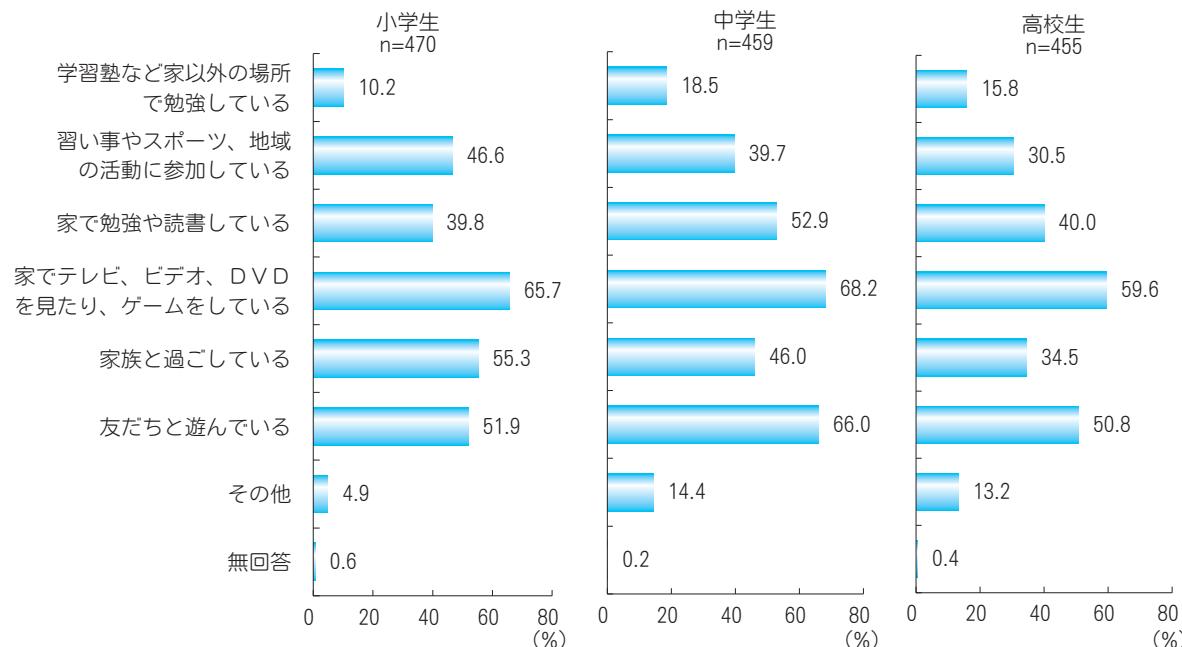
自己表現力は、「表現できる」と「まあまあ表現できる」を合わせた「できる派」は小学生で約6割、中学生と高校生で約7割、青年で約5割となっています。

青年になると、自分の気持ちや考えをうまく人に伝えられないと思う割合が高くなっています（資料14）。

【体験・活動について】

休日の過ごし方をみると、どの年代においても「自宅」で過ごす者の割合が最も多くなっています（資料15）。

資料15 <休みの日にいる場所（複数回答）>

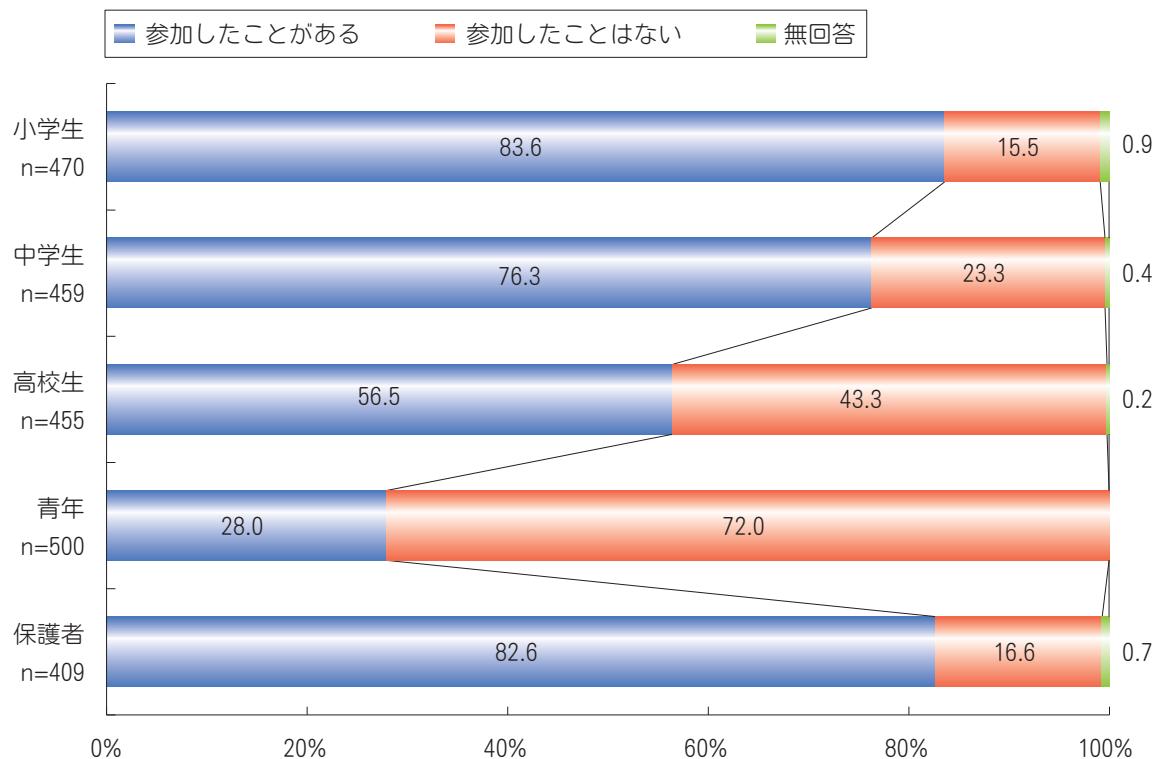


過去1年間における地域活動への参加経験をみると、小学生では8割以上、中学生においても7割以上となっています。年代が上がるにつれ、地域の行事などへの参加経験は低くなる傾向がありますが、ボランティア活動への参加については、「積極的にしてみたい」と「機会があればしてみたい」を合わせると6割を超えてることがわかります（資料16、17）。

のことから、活動の場や機会の提供がさらに必要だと考えられます。

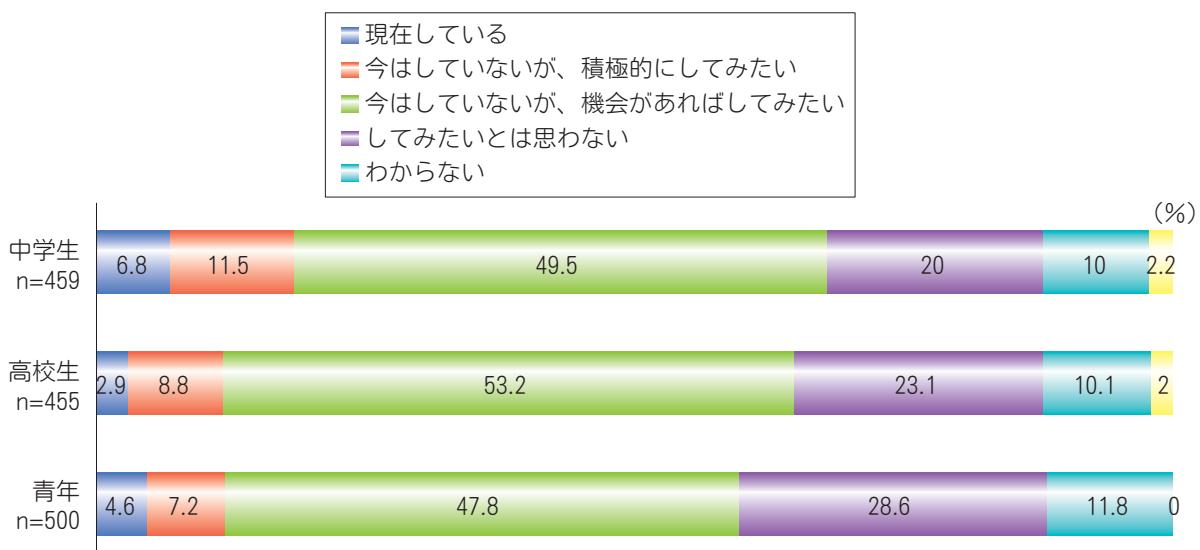
資料16 <地域活動への参加経験> 過去1年間における参加)

この1年間に、あなたが住んでいる地域のグループ・団体の活動や自治会・町内会の行事などに参加したことがありますか。【○は1つ】



資料17 <ボランティア活動への参加>

現在、ボランティア活動をしていますか。【○は1つ】



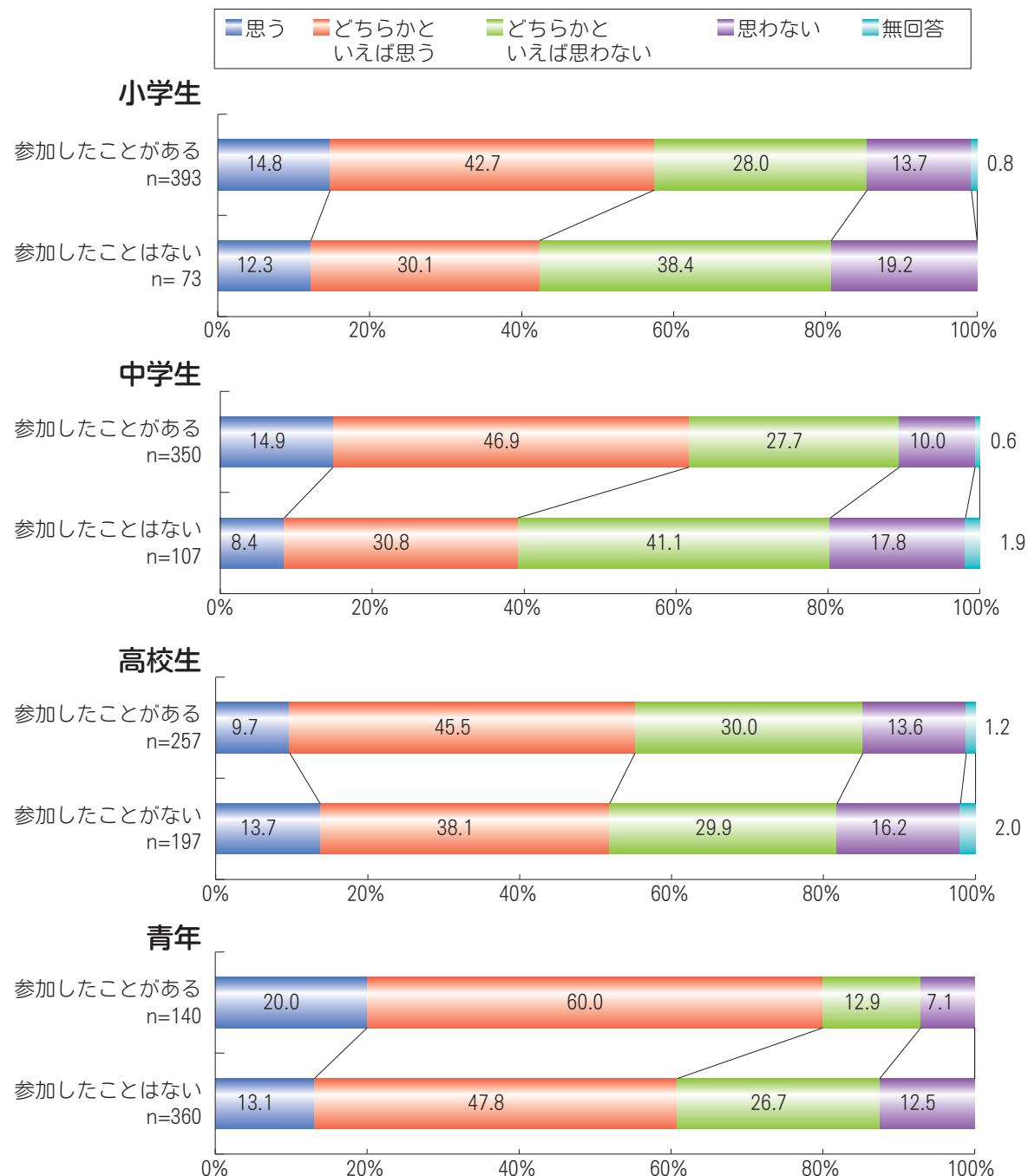
体験活動と自己有用感との関わりでは、「誰かの役に立っていると思う」と「どちらかといえば思う」を合わせると、すべての年代において体験者の自己有用感が高いことがわかります。

どの年代でも参加経験がある者では「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた「思う派」は5割を超えており、青年では8割に達しています（資料18）。

また、人間関係の満足度は、中学生、高校生、青年とも「満足」、「どちらかといえば満足」が高い割合となっています。友達、家族、学校、職場のいずれに対しても、満足度は高いと言えます（資料19）。

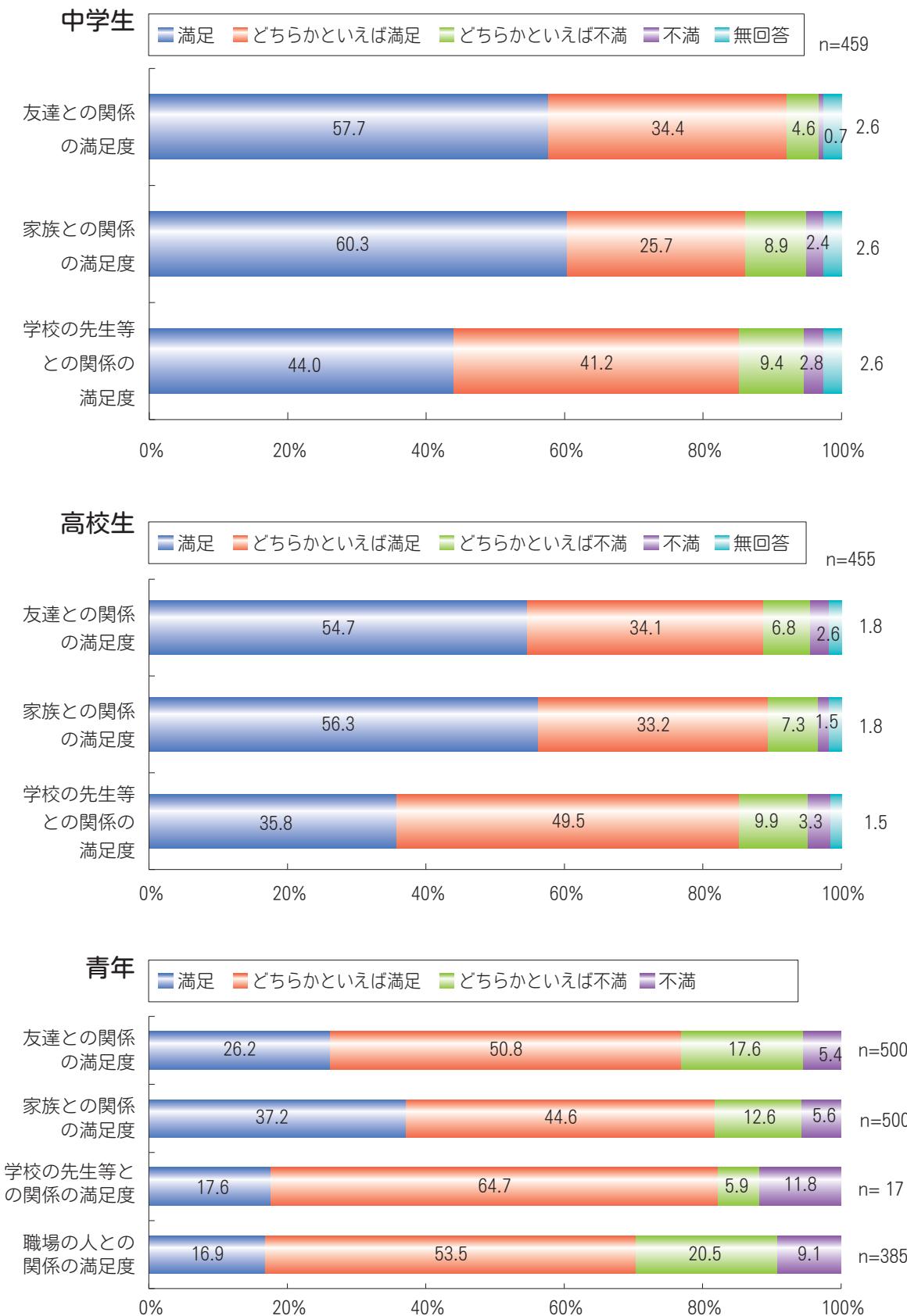
資料18 <体験活動と自己有用感>

地域行事に参加したことがあるかどうか×自分が誰かの役に立っていると思うか



資料19 <人間関係の満足度>

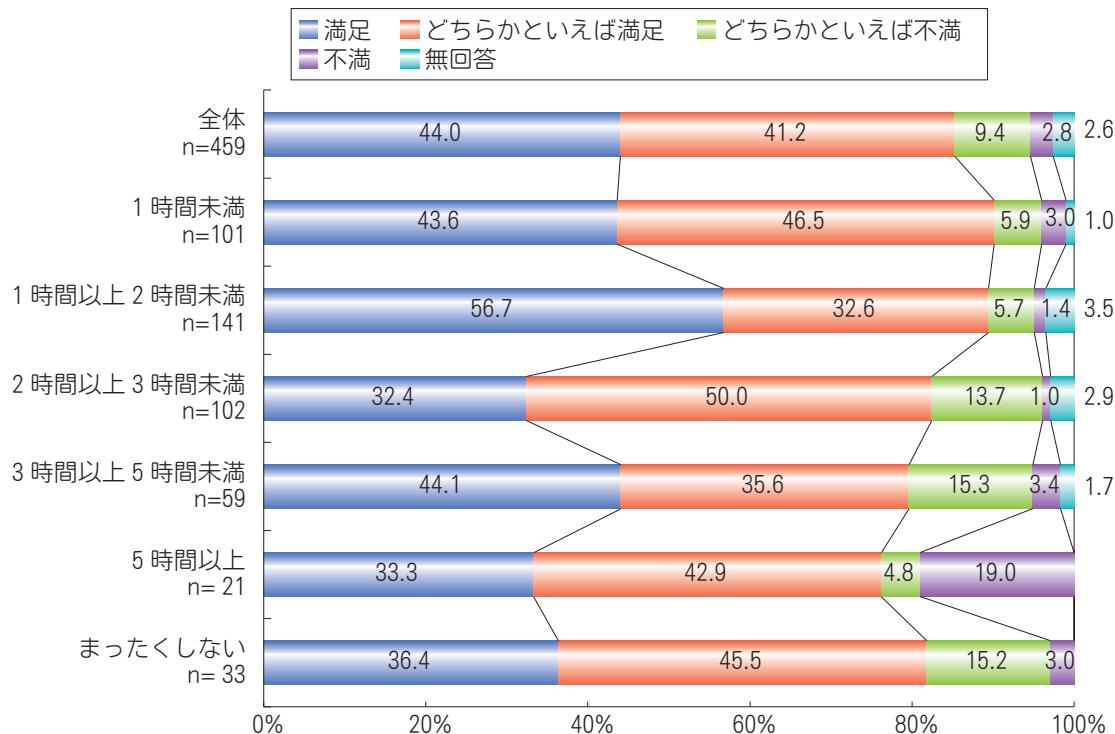
あなたは、現在、次の人間関係に満足していますか。【○は1つずつ】



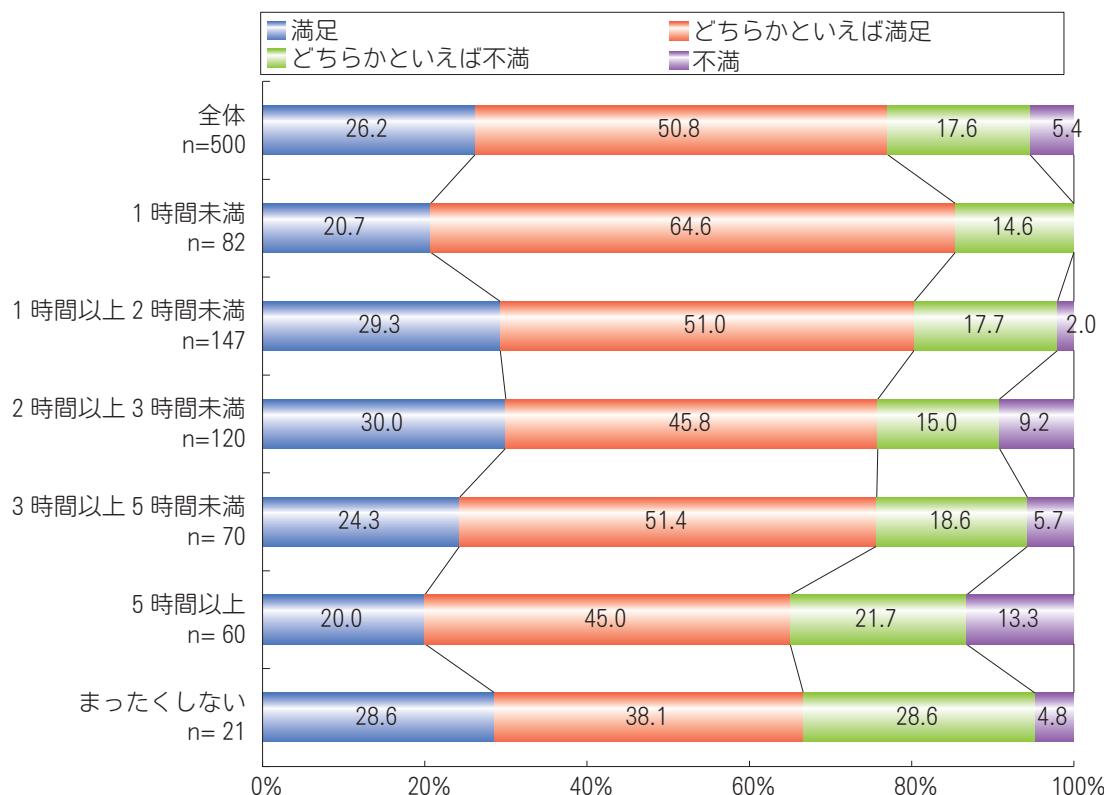
【子ども・若者を取り巻く問題について】

インターネット利用時間と「友人や家族、教師との間の関係の満足度」との関連では、年代や利用時間、不満の対象についてそれぞれ違います（資料20、21、22）。

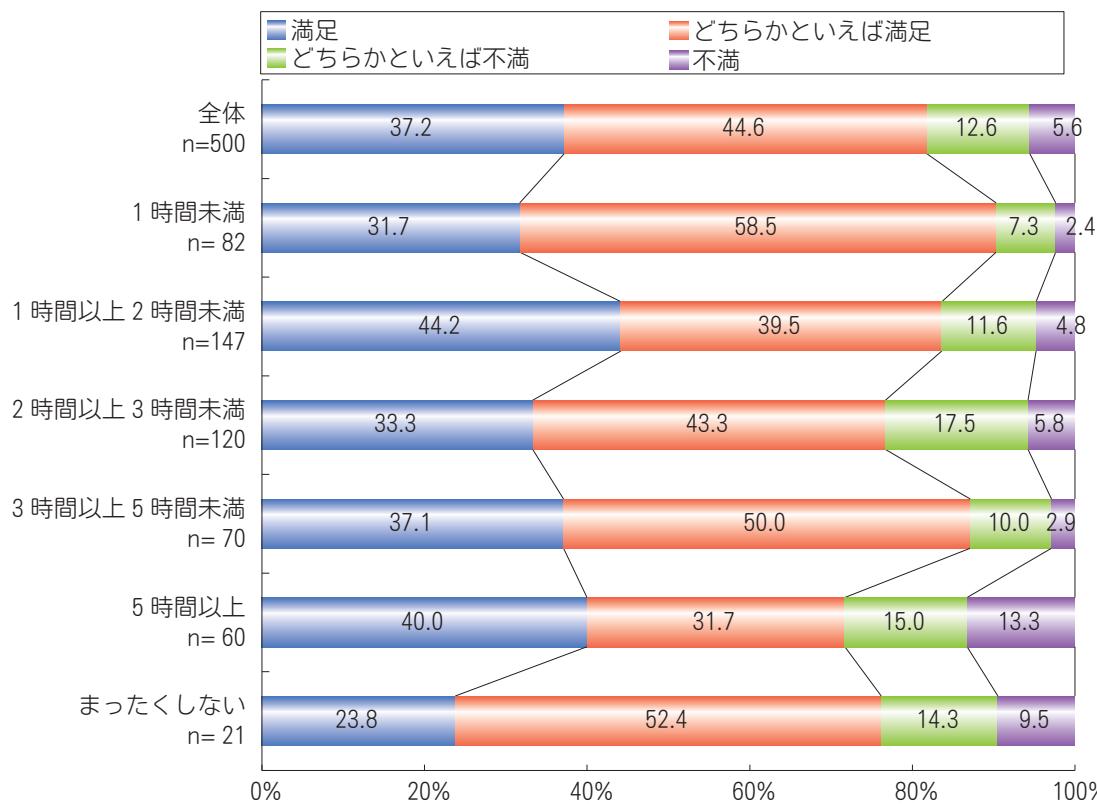
資料20 <インターネット利用時間と教師に対する満足度との関連性（中学生）>



資料21 <インターネット利用時間と友達に対する満足度との関連性（青年）>



資料22 <インターネット利用時間と家族に対する満足度との関連性（青年）>



インターネット利用時間と、友人、家族、学校の先生など身近な他者との人間関係の満足度との間に統計的な関連性があったのは、中学生では、学校の先生に対する満足度、青年では、友達に対する満足度及び家族に対する満足度でした。中学生ではインターネット利用時間が長くなるほど学校の先生との関係に不満足である者が多く、青年では、インターネット利用時間が長くなるほど友達との間の関係に不満足である者が多くなります。

また、青年ではインターネット利用時間が3時間から5時間未満である者は家族との関係で「満足」及び「どちらかといえは満足」と回答する者の割合は87.1%と高く、特異な傾向を示しました。

【静岡市について】

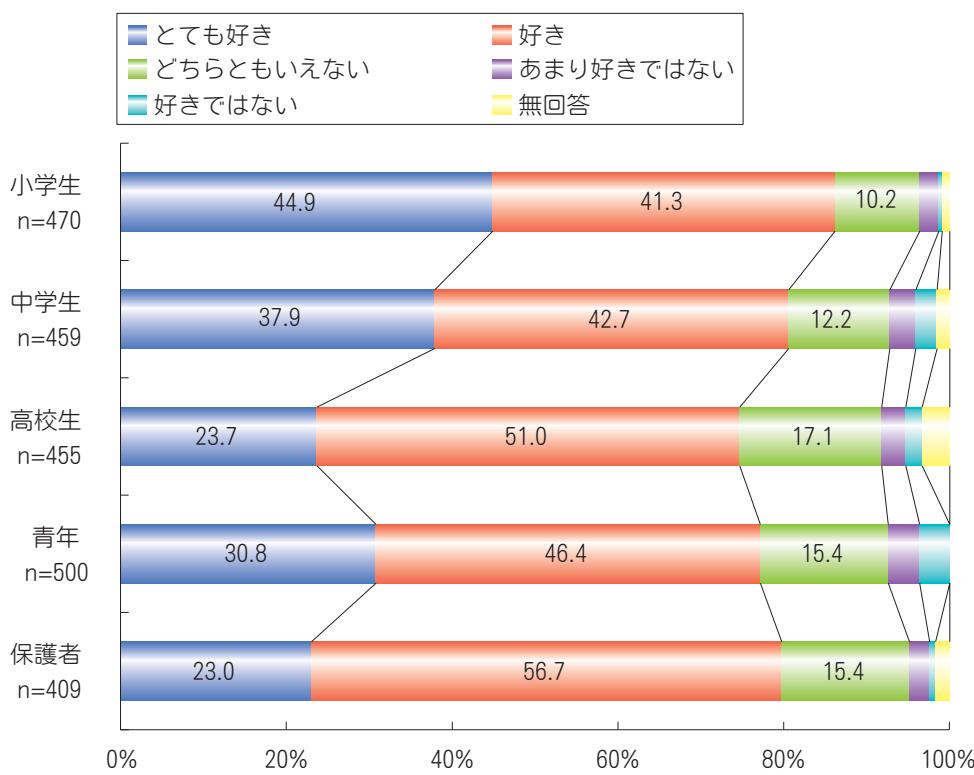
生まれ育った、又は現在生活している静岡市への好意度をみると、どの年代においても、7割以上が「とても好き」、「好き」と答えています（資料23）。

また好きな理由として、「友だちがいるから」、「生まれ育ったところだから」という回答が多くなっています。

一方、「文化や芸術に触れる機会が多いから」、「地域の集まりや行事が盛んだから」という回答は少ない結果となっています（資料24）。

資料23 <静岡市への好意度>

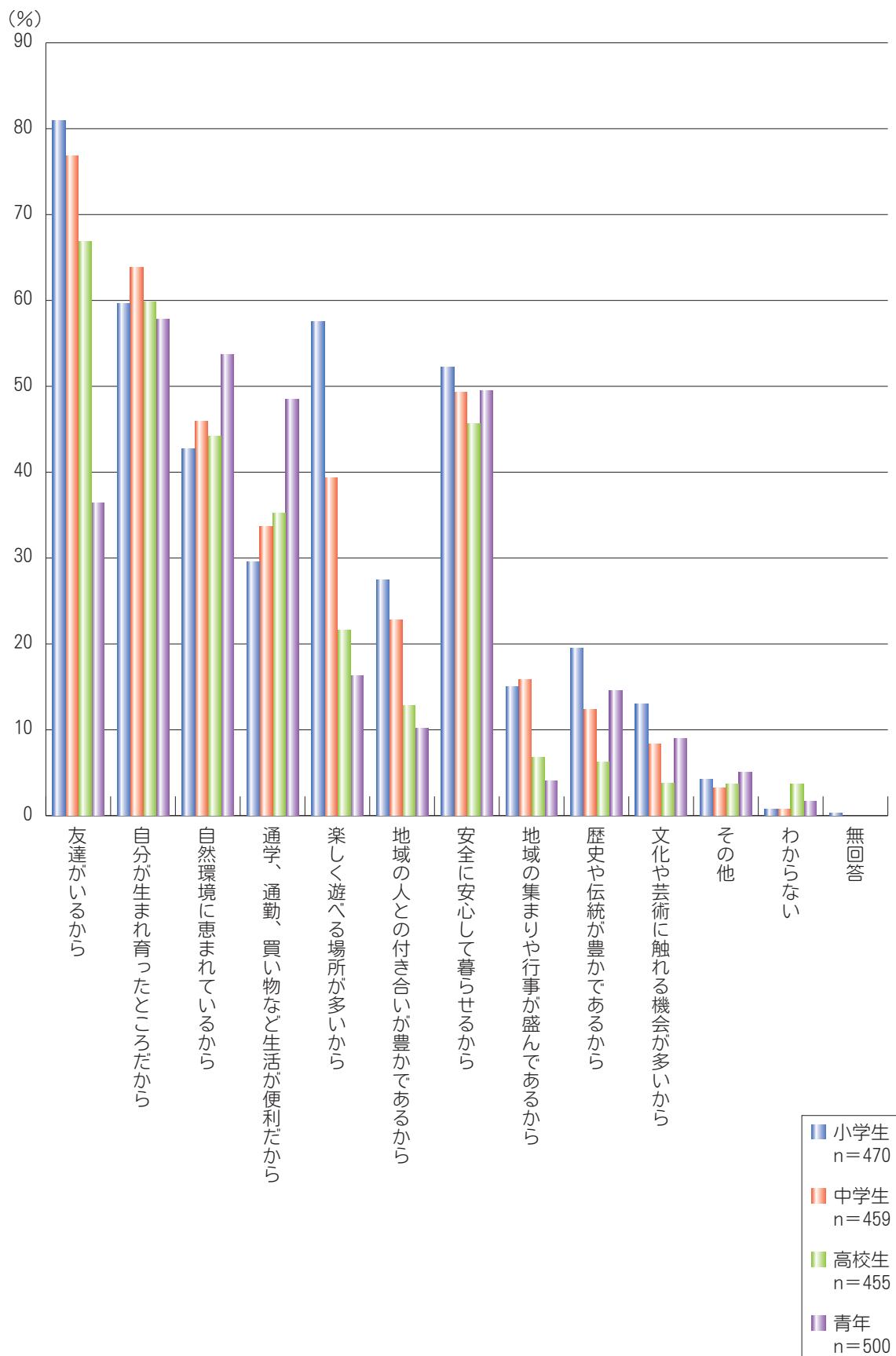
あなたは、今住んでいる地域（静岡市）が好きですか。【○は1つ】



単位：%

	とても好き	好き	どちらともいえない	あまり好きではない	好きではない	無回答
小学生	44.9	41.3	10.2	2.3	0.4	0.9
中学生	37.9	42.7	12.2	3.1	2.6	1.5
高校生	23.7	51.0	17.1	2.9	2.0	3.3
青年	30.8	46.4	15.4	3.8	3.6	0.0
保護者	23.0	56.7	15.4	2.4	0.7	1.7

資料24 <静岡市が好きな理由>



3 第1次子ども・若者育成プランの検証

前プランの成果について、「平成25年度静岡市子ども・若者実態調査」等により施策の柱ごとに検証を行いました。

【施策の柱①成長に応じた豊かな体験や学習機会の提供】については、自己有用感を持った子どもの割合は計画開始時期に比して中・高校生では増加傾向がみられます（平成19年度比中学生5.8%増、高校生10.9%増）。今後も継続して実施する必要性があります。

【施策の柱②居場所づくりと社会参加の促進】については、子ども・若者の地域行事への積極的な参加がのぞまれるが、高校生、青年の参加率が低くなっています（平成25年度調査高校生56.5%、青年28.0%）。今後も継続して施策を進める必要があります。

【施策の柱③学校等との連携と家庭・地域における教育力向上のための環境づくり】、**【施策の柱⑤ニーズに応じた相談体制の総合的整備】**、**【施策の柱⑥市民参画の推進とネットワークの強化】**については、子ども・若者育成支援施策を関係団体の連携により推進する必要があることから、地域における子ども・若者育成支援ネットワークを構築するために、平成25年7月に子ども・若者支援地域協議会を設立し、推進してまいりました。今後とも個々の状況に応じたきめ細やかな相談体制を充実させる必要があります。このため第2次子ども・若者育成プランでは「連携」に関連する3つの柱を1つに統合することとしました。

【施策の柱④非行防止と安全対策の推進】については、刑法犯、特別法犯で検挙された少年は、最近は減少傾向にあるものの、不良行為少年の補導数は横ばい状況です（非行少年、ぐるり犯少年の検挙数：平成23年度5,714件 平成25年度5,486件）。今後も安心なまちづくりのための施策を継続して実施する必要があります。

【施策の柱⑦たくましく、しなやかな子ども・若者を育成するプログラムの推進】については、静岡市が好きな子ども・若者の割合は、計画開始時期に比して中・高校生では増加傾向がみられます。（平成19年度比中学生6.2%増、高校生7.3%増）。今後も継続して、施策を実施する必要があります。

【施策の柱⑧困難を抱える子ども・若者とその家族への支援】については、一定の成果は見られるものの不登校の相談件数、適応指導教室の通級生数は増加傾向にあり、また、新たにひきこもり支援の必要性が増加するなど、更なる施策の必要性が生じています（不登校改善率 平成23年度比2.8%増）。

検証の結果、前プランについては一定の成果を挙げることができたと評価しますが、今後も継続して施策を推進していく必要があります。

4 子ども・若者の健全育成に向けた課題

「平成25年度静岡市子ども・若者実態調査」や各種統計から、本市の子ども・若者の意識や行動が明らかになると同時に、いくつかの課題が浮かび上がってきました。

そこで、これらの課題の中から、子ども・若者が健やかに成長し、自立するために必要なことや、子ども・若者を取り巻く環境の整備など、重点的に取り組むべき課題を次のとおり整理しました。

(1) 自ら考え、行動し、社会を担う人づくりのために

子ども・若者が、様々な活動に意欲を持って取り組むこと、夢に向かって努力すること、自分が誰かの役に立っていると思えるようになるためには、周囲の他者とともに目標の達成に向かって、互いに努力する共同体験を成長の段階に応じて提供されていることが必要です。その機会や場を、家庭や学校、地域と行政が一体となってそうした体験機会をつくり出し、あらゆる世代と子ども・若者が連携協力し合うことで、今日の厳しい時代を生き抜くたくましさやしなやかさを備えた子ども・若者として成長することにつながります。

子ども・若者は単に「育成」の対象ではなく、社会を構成する重要な「主体」として尊重するという視点に立ち、子ども・若者の社会的自立を促す体験や活動の機会の提供、また活動を支える拠点施設の整備など、子ども・若者の社会参加を促すための取組が必要です。

(2) 子ども・若者を支える社会環境づくりのために

子ども・若者を取り巻く社会環境の変化に伴い、社会生活を円滑に営む上での困難は複雑化しています。特に、ニート（若年無業者）、ひきこもり、不登校、いじめの問題、貧困の連鎖の問題などが表面化しています。支援を必要とするようになった経緯や原因に加え、家庭環境などの複合的要因をよく把握したうえで、それぞれの状況に応じたきめ細やかな対応が求められています。

困難を抱える子ども・若者の自立に向けての取組を促進するためには、抱えている困難の状況に応じて、社会全体で支援することが必要です。また、本人だけでなく、家族の支援にも目を向ける必要があります。

また近年、インターネットの急速な普及とともに全国的に子ども・若者を巻き込んだ凶悪犯罪が多発する中で、市民の不安が増大し、安全の確保に対するニーズが高まっています。このような急激な社会の変化に対応するには、個々のソーシャルスキル¹²やソーシャルリテラシー¹³を高めることはもちろん必要ですが、幼少期から、何でも話し合い、相談できる、家族のよい関係を築いていくことが大切です。さらに、家庭から身近な人、地域社会にコミュニケーションの輪を広げ、子ども・若者が安全で安心して生活できる環境づくりへの取組が必要です。

¹² 【ソーシャルスキル】社会技能またはソーシャル・スキル（Social skill）。社会の中で普通に他人と交わり、共に生活していくために必要な能力。

¹³ 【ソーシャルリテラシー】インターネットやテレビ、新聞などのメディアを使いこなし、メディアの伝える情報を理解する能力。また、メディアからの情報を聞きわめる能力のこと。

(3) 子ども・若者の成長をつなぐ連携・協働のネットワークづくりのために

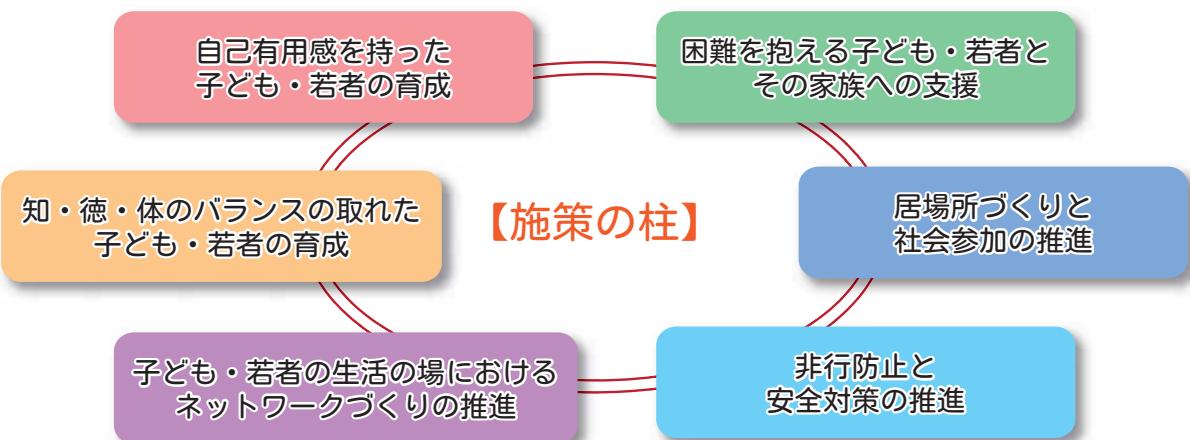
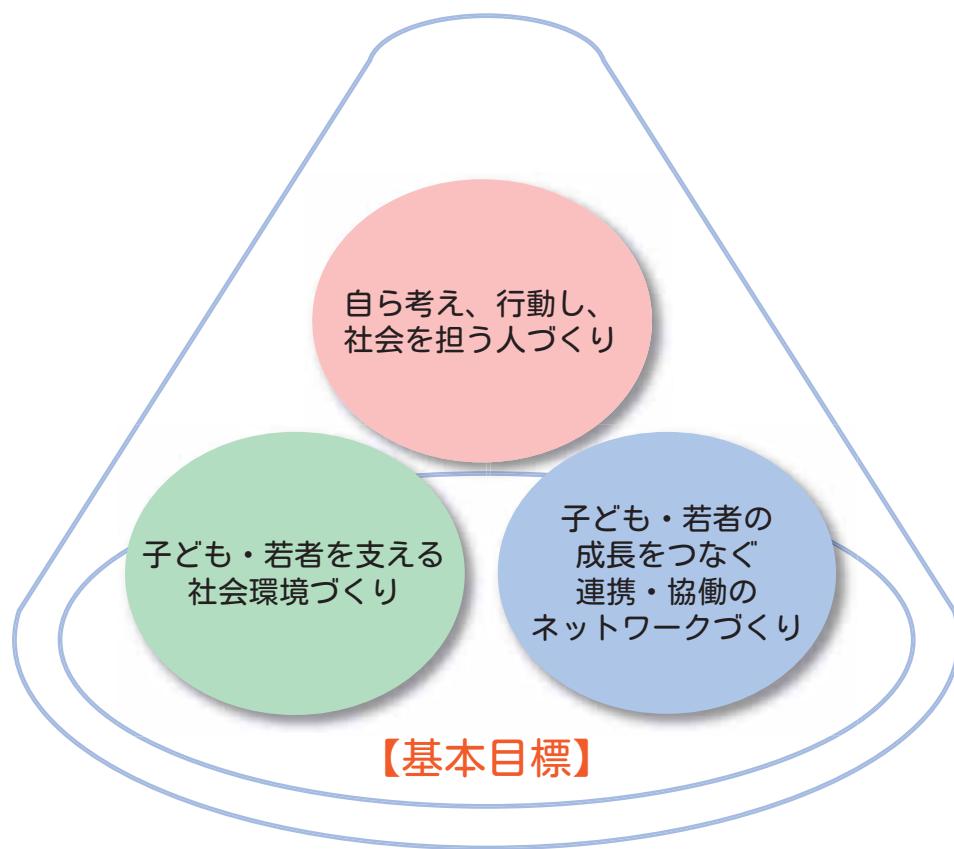
「静岡市子ども・若者実態調査」では、年齢が上がるにつれ、地域活動への参加経験が減っているという結果が出ています。一方で、機会があればボランティア活動に参加したいという子ども・若者も多く、関心の高さがうかがえます。

子ども・若者が学校・地域活動にすすんで参加し、主体的に関わりが持てる居場所づくりと、学校・家庭・地域・職場が連携して子ども・若者の社会参加を推進していくためのネットワークづくりへの取組が必要です。

第3章 プランの目指す姿

【基本理念】

人とのつながりを大切にし、
すすんで社会に参画する子ども・若者を育む



1 基本理念

人とのつながりを大切にし、 すすんで社会に参画する子ども・若者を育む

平成23年3月に発生した東日本大震災は、未曾有の大被害をもたらすことになり、私たちは大自然との共存共栄の難しさを感じずにはいられませんでした。しかしながら、この震災を契機に、私たちはあらためて「人とのつながり」の大切さを再認識することとなりました。

これらを踏まえ、本市の附属機関である静岡市青少年問題協議会では、成長段階における子ども・若者が抱える新たな課題と支援について協議してきました。その過程でキーワードとしてあがった「人や社会との関わり」「つながり」などを軸に検討を重ね、「子ども・若者」と「子ども・若者を支える人々」がつながりあい、社会的な安心感を広めていくことが重要であるとの認識に立ち、『感動を味わい、夢を持つ子ども・若者を育むために～人と人のつながりを大切にして～』をテーマとして提言をまとめました。

また、「子ども・若者ビジョン」の中では、「自己を確立し社会の能動的形成者となるための支援」がらつの理念のうちの1つとして定められています。戦後、子ども・若者はこれまで保護されるべき受動的な対象として、大人からの視点により各種施策が行われてきましたが、「子ども・若者育成支援推進法」により社会を形成していく主体として視点を変えていくことが求められています。

そこで本計画では、理想の子ども・若者像を、人とのつながりを大切にし、すすんで社会に参画する子ども・若者ととらえ、これを基本理念とします。

2 基本目標

「基本理念」の実現のため、子ども・若者自身の力を伸ばすこと、家族や地域など子ども・若者を取り巻く環境を良くすること、そしてそれが結びつきを強め、協力しあうことの3つの視点から、「基本目標」を設定します。

～ 基 本 目 標 ～

- 1 自ら考え、行動し、社会を担う人づくり
- 2 子ども・若者を支える社会環境づくり
- 3 子ども・若者の成長をつなぐ連携・協働のネットワークづくり

基本目標1 自ら考え、行動し、社会を担う人づくり

子ども・若者は、様々な体験を通して、自ら考え、目標を見つけ、夢に向かって行動していきます。そして、体験を積み重ねていく過程で、困難を乗り越えるたくましさや達成することの喜びなどを得て、目標を実現する自信を強めていきます。また、他者との関わりやつながりを深めることを学び、人を思いやる気持ちや支え合う心を身につけます。

しかし、近年、子ども・若者が様々な活動を経験することが少なくなっています。他者との関係を築くことができず、社会活動に積極的に参加しない子ども・若者がみられます。

そこで、幅広い体験を通して、自ら考え、自ら行動する力を身につけ、将来、社会を形成する主体となる子ども・若者の育成を図ります。

基本目標2 子ども・若者を支える社会環境づくり

子ども・若者が、自分の将来に夢を描き、可能性を伸ばすには、家族の支えや身近で接する人たちの協力が欠かせません。しかし近年、少子化や核家族化、また、人間関係や地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域社会の教育力の低下が叫ばれるようになりました。このような状況の中では、子育てに悩みを抱えていても、誰にも相談できない家庭も増加し、児童虐待や児童遺棄など、痛ましい報道も相次いでいます。

また、近年の雇用形態の変化により、契約社員¹⁴や派遣社員¹⁵が増加し、非正規雇用者は、労働者全体の3分の1を超えるました。特に15～24歳の若年層の非正規雇用¹⁶は2000年代に入り大きく上昇し、ワーキングプア¹⁷や二極化など、貧困が大きな問題として浮かび上がってきた。

このような社会環境の変化は子ども・若者の人格形成に影響を与え、このことが原因と考えられる非行や問題行動が発生しています。さらには、子ども・若者を狙った犯罪が次々と報道される中で、市民の安全に対する不安も広がっています。

このような現状を踏まえ、家族を支え、子ども・若者が健やかに成長できる環境の整備とともに、安心して暮らせる安全な地域社会づくりを推進していきます。

基本目標3 子ども・若者の成長をつなぐ連携・協働のネットワークづくり

子ども・若者の育成は、様々な分野が複合的に関わっており、一個人や一組織の力だけでは十分な成果は上げられません。子ども・若者は次代を担う貴重な人材であり、子ども・若者の育成は静岡市の将来に関わる重要な課題であることは言うまでもありません。

このような視点から、学校・家庭・地域・NPO¹⁸等団体・事業者・行政など、子ども・若者を支える人や団体の連携を図るとともに、それぞれの分野で培った長所を活かし、相互に協力・補完し合い協働するネットワークづくりを進めています。



¹⁴【契約社員】企業と直接に雇用期間を契約して就業する社員。高度の技能・技術を持つ労働者に多く、期間や労働条件は企業との契約による。期間社員。有期間社員。期間従業員。

¹⁵【派遣社員】雇用関係のある派遣元会社から、他の企業に派遣されて勤務する労働者。

¹⁶【非正規雇用】期間を限定し、比較的短期間での契約を結ぶ雇用形態。1日の労働時間や1週間の労働日数は労働者によって異なる。臨時社員、派遣社員、契約社員、パートタイマー、アルバイトなどが含まれる。

¹⁷【ワーキングプア】正社員としてもしくは正社員並みに働いても、生活維持が困難、もしくは生活保護水準以下の収入しか得られない就労層。

¹⁸【NPO】「NonProfit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

第4章 施策の展開

1 施策の柱

基本理念を実現するためには、基本目標に掲げたように、子ども・若者自身が自ら考え、行動する力を身につけるとともに、家族や地域などの身近な人たちが支え、関わり合い、子ども・若者の成長をつなぐ連携・協働の社会を創ることが必要です。

そこで、重点的取組として6つの施策の柱を設けました。

(1) 自己有用感を持った子ども・若者の育成

子ども・若者の自己肯定感¹⁹の醸成や他者とのコミュニケーション能力の向上などを目指し、社会に積極的に関わる子ども・若者を育むため、成長段階に応じてスポーツ、社会体験、生活体験、集団体験活動や自然・文化・歴史に触れる体験など様々な体験や学習機会の提供を図ります。

(2) 知・徳・体のバランスのとれた子ども・若者の育成

変化の激しい時代を、たくましくそしてしなやかに生きぬくとともに、社会を能動的に形成する者となるため、学ぶ意欲、学力、豊かな心と健やかな体を兼ね持つ「知・徳・体」のバランスのとれた子ども・若者を育成する、プログラムを推進していきます。

(3) 困難を抱える子ども・若者とその家族への支援

ニート（若年無業者）、ひきこもり、不登校、障がいなど困難を抱える子ども・若者やその家族を支援するとともに、複合的な要因から生じる問題の解決を図るため、支援地域協議会を中心とするネットワークづくりを進めています。

(4) 非行防止と安全対策の推進

非行の防止、環境の浄化、氾濫する情報や犯罪から子ども・若者を守るため、子ども・若者に対する啓発とともに、市民・事業者への啓発、地域ぐるみの活動を通し、安心して暮らせる環境づくりを推進します。

(5) 居場所づくりと社会参加の推進

安心して活動できる環境や学び・体験・交流の活動拠点づくり及び指導者養成など活動の仕組みづくりを推進するとともに、子ども・若者の主体的活動を支援し、社会参加の推進を図ります。

(6) 子ども・若者の生活の場におけるネットワークづくりの推進

地域ぐるみの子ども・若者の育成を推進するため、地域住民の参加意識の高揚、健全育成活動の充実、学校・家庭・地域・職場の連携による家庭への支援や学校教育における地域の人材活用などを図り、つながりあう活力ある社会を目指します。

¹⁹ 【自己肯定感】 「自分は大切な存在だ」「自分はかけがえのない存在だ」と思える心の状態。自分を肯定している感覚、感情などを指す。自己肯定感が低いと自信が持てず、他人にどう見られているか気になり、他人の言動に過敏に反応してしまうとされる。

2 基本施策

施策の柱(1)

子ども・若者の育成
自己有用感を持つた

<基本施策>

- ①命の大切さを知り、思いやりを学ぶ体験活動を充実する
- ②規範意識を高め、コミュニケーション能力を向上させる集団体験活動を推進する
- ③地域に愛着を持ち、地域の発展に貢献する人材を育てる
- ④グローバル化の視点に立ち、視野を広げる社会体験、国際交流や学習の機会を提供する

子ども・若者の自立を促す体験や学習の機会の提供について、それぞれの目的や子ども・若者に与える影響の観点から4つの基本施策とします。

施策の柱(2)

子ども・若者の育成
バランス・体の
知・徳

<基本施策>

- ①確かな学力の育成とともに、生涯学習への意識を高める
- ②多様な体験活動を通して、社会性や感性、郷土愛などの豊かな人間性の育成に取り組む
- ③生涯にわたって健康で充実した生活を送ることができるよう、健やかな体の育成に取り組む
- ④一人ひとりの子ども・若者のもつ可能性を伸ばすために、個に対応した教育の支援に取り組む

変化の激しい時代を生きぬくために、「知・徳・体」を基盤とした「生きる力」を身につける教育の推進の観点から4つの基本施策とします。

施策の柱(3)

子どもの困難抱える
家族への支援
その家族へ
子ども・若者と

<基本施策>

- ①ニート（若年無業者）、ひきこもり、不登校等の困難を抱える子ども・若者とその家族を支援する
- ②障がいのある子ども・若者とその家族を社会全体で支える体制を充実する
- ③子ども・若者の虐待、いじめ等を防止する
- ④経済的困難を抱える家庭の子ども・若者を支援する

社会生活を営む上で、困難を抱える子ども・若者とその家族に対し、その置かれている状況を克服するための支援の観点から4つの基本施策とします。

施策の柱(4)

安全対策の推進
非行防止と

<基本施策>

- ①子ども・若者を取り巻く環境の整備に努める
- ②子ども・若者の非行、問題行動の防止に取り組む
- ③情報モラルの向上と安全利用の推進を図る
- ④子ども・若者が安心して過ごせる安全なまちづくりを推進する

子ども・若者が心健やかに安心して生活できる環境づくりを推進するため、環境の整備、非行の防止、情報モラルの向上、犯罪被害の防止の観点から4つの基本施策とします。

施策の柱(5)

社会参加の推進
居場所づくりと

<基本施策>

- ①子ども・若者が地域に主体的に関わる機会を提供する
- ②子ども・若者の自立と社会参加を支援する
- ③子ども・若者の主体性を伸ばすとともに、子ども・若者リーダーを養成する
- ④子ども・若者の居場所づくりを支える人材の育成を充実する

子ども・若者の居場所づくりについて、「自立を促す場」、「主体的活動支援の場」の整備と仕組みづくりの観点から4つの基本施策とします。

施策の柱(6)

ワーカーの場における子どもの・若者のネットワークづくりの推進

<基本施策>

- ①個々の課題に応じた相談体制の充実
- ②家庭・学校・地域・民間（事業者）が協力して子ども・若者の育成を目指す活動に取り組む
- ③家庭教育の支援を充実する
- ④地域を支える人材を活用し、地域の力を強化する

地域ぐるみの子ども・若者育成の推進を目指し、家庭・学校・地域・民間（事業者）の役割と連携の観点から4つの基本施策とします。

施策の柱(1) 自己有用感を持った子ども・若者の育成

3 取り組むべき施策とその事業内容

施策の柱(1) 自己有用感を持った子ども・若者の育成

基本施策① 命の大切さを知り、思いやりを学ぶ体験活動を充実する

成長に応じて命の大切さを知り、思いやりを学び、人間関係を築く基礎を身につけるための体験や活動を支援・充実します。

●事業例

※施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

なお、特に重点を置く事業には  <重点事業>として表記し、事業例は予定で記載しています。

事業名	事業内容
道徳教育の充実 【教育委員会】  <重点事業>	道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて生命の尊さやかけがえのない自他の命を大切にする教育を行います。
学校出前講座 「豊かなセクシュアリティ ²⁰ 」 【生活文化局】	男女お互いの「性と生」を尊重しあい、豊かな人間関係を築くことを目的として、中学生を対象に、性教育に関する講座を行います。
サマースクール（日本平動物園） 【生活文化局】	動物とのふれあいや体験活動を通じ、命の大切さを感じ、思いやりを育てます。
青少年・乳児ふれあい促進事業 【子ども未来局】	次代を担う子どもたちが、子育て中の父母及びその子ども（乳児）との交流や触れ合いを通して、子どもの尊さや子育ての喜びなどを体験・実感します。
応急手当普及啓発活動の促進 【消防局】	学校教育でAEDの使用方法・心肺蘇生法を盛り込んだ救命講習受講推進を図るため、毎年度、市内全中学校の1学年（約7,000人）に呼び掛けて救命講習を実施します。講習を通して、命の大切さを学びます。
中学生職場体験受入れ事業 【消防局】	消防隊・救助隊等の活動や訓練を実際に体験させるとともに、勤務体制・火災予防業務等、消防の仕事について紹介・説明することにより、「消防業務」についての社会学習機会を提供します。

²⁰ 【セクシャリティ】「人々があるモノ・コトを性的と感じている事態そのもの」を指している言葉。生物学的な性別、性自認、性的指向、性的嗜好、生殖…などの様々な概念が含まれている。

基本施策② 規範意識を高め、コミュニケーション能力を向上させる集団体験活動を推進する

子ども・若者の社会性を育み、社会的自立を促すため規範意識やコミュニケーション能力を高める集団体験活動・異年齢交流などを推進します。

●事業例

※施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

なお、特に重点を置く事業には  <重点事業>として表記し、事業例は予定で記載しています。

事業名	事業内容
放課後児童クラブ運営事業 【子ども未来局】  <重点事業>	昼間就労等で保護者が家庭にいない小学生を対象に、放課後適切な遊びや生活の場を提供します。今後は放課後子ども教室推進事業（後掲）と一体的な実施を目指します。
子どものための音楽ひろば 【生活文化局】	学校と学年の枠を取り払ったクラスで行う総合音楽講座を実施します。各専門家（合唱・打楽器・作品等）を講師に迎え、多分野にわたる体験を通して音楽文化の担い手となる人材を育成します。
校庭開放事業 【子ども未来局】	小学校の授業終了後から下校時刻までの間、校長の承認のもとに P T A により設置された運営委員会が校庭等を利用して、安全な遊び場を提供します。
井川少年自然の家自然体験活動 ・トムソーやキャンプ事業 ・オープンデー事業 ・南アルプスユネスコエコパーク登録関連プログラムの実施 【教育委員会】	自然の素晴らしさや厳しさにふれながら、自然環境の中で集団訓練、野外活動、自然探求等を通じて豊かな情操を培い、心身ともに健全な育成を図ります。
和田島少年自然の家自然体験活動 ・サマーアドベンチャー ・スプリングアドベンチャー ・親子、家族対象事業（沢のぼり体験、家族オープンデー、ミニ門松づくり） ・利用団体指導者研修会 【教育委員会】	野外活動や宿泊活動での学びを通して、「自然に親しむ心・社会性・たくましく生きる力」を育てるため、主催事業や一般開放日（オープンデー）等を実施します。

第4章 施策の展開

施策の柱(1) 自己有用感を持った子ども・若者の育成

基本施策③ 地域に愛着を持ち、地域の発展に貢献する人材を育てる

地域の自然や文化、歴史等に触れる体験や学習の機会を充実させ、地域に愛着を持ち地域の担い手となる子ども・若者を育成します。

●事業例

※施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

なお、事業例は予定で記載しています。

事業名	事業内容
芹沢銈介美術館の運営 【生活文化局】	日本を代表する染色家、芹沢銈介の作品・コレクションの企画展示や作品の保存収集、調査研究を通して芹沢の芸術を広く紹介し、その偉業を後世に伝えています。
伝統芸能ワークショップ事業 【生活文化局】	日本の伝統芸能への理解と関心を深める機会を提供するため、親子を対象に伝統芸能に触れるワークショップを開催します。
登呂遺跡の整備・活用事業 【生活文化局】	登呂遺跡の整備・活用事業の一環として、登呂遺跡の出土資料を中心とした展示、弥生時代の生活が体験できる体験学習や、講座の開催など、学習の場を提供します。
エコモデル推進事業 【環境局】	子ども達が将来にわたり環境を大切にする意識を持ち、環境に優しい暮らしを実践していくために、環境学習や実践活動を支援します。
水のおまわりさん事業 【環境局】	環境共生の街づくりの一環として、市民調査員による水質調査を実施し、地域の環境意識を高めます。
高齢者社会参加促進の支援 【保健福祉局】	自治会内の高齢者を始め児童・生徒・一般へ呼びかけ、どんど焼き、グラウンドゴルフ大会、輪投げ大会、地区祭り等の事業を実施することにより、高齢者の社会参加を促すと共に世代間交流を行います。
成人の日行事 【子ども未来局】	新成人による実行委員会が成人の記念式典を開催し、成人としての自覚を促す機会を提供します。
清水お魚ふれあい事業 【経済局】	次世代を担う子どもたちに、本市の海や漁獲される魚、そして漁業・水産業の姿を実際に体感する機会を提供します。

基本施策④ グローバル化²¹の視点に立ち、視野を広げる社会体験、国際交流や学習の機会を提供する

子ども・若者が国際社会の一員であることを認識し、異なる文化への理解を深めるために様々な多文化共生・国際交流事業を推進します。

●事業例

※施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

なお、特に重点を置く事業には  <重点事業>として表記し、事業例は予定で記載しています。

事業名	事業内容
青少年国際親善交流事業 ・留学生とチャレンジ事業 ・ホームステイ、ホームビジット事業 【子ども未来局】  <重点事業>	青少年に国際交流の機会を提供することで、外国人との相互理解と友好を深め、広い国際的視野と国際協調の精神を養います。
ストックトン市青少年派遣、受入事業 【企画局】	市内に在住、若しくは市内の中学校・高校に通っている中高生5人を夏休みの約2週間を姉妹都市ストックトン市でホームステイし、現地の市民や青少年との交流等を行います。また、ストックトン市からの5人の派遣生が、市内の家庭にホームステイします。
訪日教育旅行誘致事業 【経済局】	海外の学生を対象に教育旅行を誘致し、中高生との交流を通じて国際相互理解を深めます。
ALT ²² （外国語指導助手）招致事業 【教育委員会】	学校に外国語指導助手を派遣します。
次世代育成プロジェクト事業 【教育委員会】	民間教育力の活用や本市の第一線で活躍する様々な専門家を学校に派遣します。キャリア教育の推進のため、連続3日間以上の職場体験学習を全中学校で実施します。

²¹ 【グローバル化】社会的あるいは経済的な関連が、旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象。

²² 【ALT】小・中学校、高等学校で語学指導に従事する外国語指導助手（Assistant Language Teacherの略称）。

施策の柱(2) 知・徳・体のバランスのとれた子ども・若者の育成

施策の柱(2) 知・徳・体のバランスのとれた子ども・若者の育成

基本施策① 確かな学力の育成とともに、生涯学習への意識を高める

子ども・若者の発達段階を踏まえ、確かな学力、豊かな心・感性、健やかな体を備え、豊かな人生を送ることができるよう生涯にわたって学習する意識を高めていきます。

●事業例

※施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

なお、特に重点を置く事業には  <重点事業>として表記し、事業例は予定で記載しています。

事業名	事業内容
放課後子ども教室推進事業 【教育委員会】  <重点事業>	市立小学校の全児童を対象とし、全小学校に順次整備を進めます。放課後に小学校の施設を利用して、各種体験活動や地域の人・異学年の児童との交流、学習支援などの活動を、地域の方と共に行います。様々な活動や学びを通して、子ども達の自主性や社会性、創造性をはぐくみます。今後は放課後児童クラブと一体的な実施を目指します。
静岡科学館事業 【生活文化局】	体験することを通して身近な科学に親しみ、科学への関心を高めます。
環境学習指導員派遣事業 【環境局】	地域や学校等の多様な場で行われる環境保全に関する教育や自然を体験的に学ぶ学習会等に講師（環境学習指導員）を派遣し、自発的な環境保全活動の促進を図ります。
勤労青少年育成事業 【経済局】	勤労青少年が自ら考え、積極的に行動し、社会参加を促すためのセミナーを開催します。
中学校部活動指導員設置事業 【教育委員会】	静岡市立中学校における部活動の充実を図るため、運動部活動指導員を派遣します。
学校訪問事業 【教育委員会・子ども未来局】	指導主事が学校（園）を計画的に訪問し、授業内容や校内研修について指導助言することで、学校（園）における自校ならではの教育実践の一層の充実、向上を図ります。
図書館事業 【教育委員会】	定例おはなし会や読み聞かせボランティアの活用など、子どものときから本の魅力を知るための事業やヤングアダルトの支援を目的とした事業等を実施します。

基本施策② 多様な体験活動を通して、社会性や感性、郷土愛などの豊かな人間性の育成に取り組む

自然体験や集団宿泊体験、奉仕体験など幅広い体験活動を通して社会性や豊かな感性を備え、そして郷土を愛し、地域社会や世界で活躍する子ども・若者の育成に取り組みます。

●事業例

※施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

なお、事業例は予定で記載しています。

事業名	事業内容
生涯学習施設における講座 【生活文化局】	子どもたちに対して、多様な体験活動等を通して、健やかな成長を促し、豊かな人間性を育むことを目的とした各種講座を実施します。
静岡市こどもミュージカル補助金 【生活文化局】	静岡市こどもミュージカル実行委員会に対し、補助金を交付します。 (静岡市こどもミュージカルは、公募によって集められた子どもたちが主役のミュージカル公演であり、市民により組織された実行委員会が、ミュージカルの創作を通じて子どもたちに創造する喜びを知ってもらうことを目的に、2年に1回開催します。)
少年教室事業 【子ども未来局】	①少年教室 地域の青少年の育成のため、各地区少年教室運営委員会を組織し、概ね小学校4～6年生を対象に自然体験等の年間プログラムを展開します。 ②少年いかだまつり 三保内浜海水浴場において、各参加団体が自作した「いかだ」を使ったレースやデザインのコンクールを行います。
ジュニアインターンシップ ²³ 推進事業 【経済局】	より高い職業意識や職業観を身に付け、高校生の進路選択や就職活動等の円滑化を図ることを目的に、市内高校生を事業所へ派遣し、就業体験で経営者等と交流します。

²³ 【インターンシップ】大学・短大・高等専門学校生らが職業を選ぶ参考にするため、企業や官公庁などで実際の仕事を体験する取組。

第4章 施策の展開

施策の柱(2) 知・徳・体のバランスのとれた子ども・若者の育成

基本施策③ 生涯にわたって健康で充実した生活を送ることができるよう、健やかな体の育成に取り組む

子ども・若者が生涯にわたり健康で充実した生活を送る能力を身に付けるため、健康教育を推進します。

●事業例

※施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

なお、事業例は予定で記載しています。

事業名	事業内容
全国少年少女草サッカー大会 【生活文化局】	サッカーを通して友情の輪を広げ、技術、体力、精神面における成長の場となるよう予選なしで参加できる少年サッカーの全国大会を開催します。
親子参加型教室等の開催 【生活文化局】	気楽に親子でスポーツをする機会をつくり、子どもの健全な心身の育成と向上心を高め、同世代の親の交流を図ることを目的とし、各体育館、運動場又はプール等を利用し、スポーツ教室を開催します。
静岡市食育推進事業 【保健福祉局】	生涯食を通じた健康づくりが継続されるよう、基本的な生活習慣や食習慣の確立を目指して、食育の普及啓発を行います。
薬物乱用 ²⁴ 防止教室（薬学講座） 【教育委員会】	喫煙、飲酒、薬物（覚せい剤、麻薬等）の乱用防止に努めるため、学校薬剤師等を講師として各学校で乱用防止教室を開きます。
静岡市小学生体力・運動能力向上検討委員会 【教育委員会】	体力テスト、水泳能力、器械運動到達度を調査・集約し、その結果から体育の授業改善や指導法の工夫、体力づくりを行います。
「早寝・早起き・朝ごはん」運動 【教育委員会】	「早寝、早起き、朝ごはん」国民運動に取り組み、健康的で明るい学校づくりと健やかな子どもの育成を推進します。

²⁴ 【薬物乱用】本来は、病気などの治療に使用する医薬品を医療目的以外で使用したり、医薬品でない薬物を不正に使用すること。精神に影響を及ぼす物質の中で、習慣性があり、乱用され、又は乱用されるおそれのある薬物として、覚醒剤、大麻、MDMA、コカイン、ヘロイン、向精神薬、シンナー、危険ドラッグ、医薬品医療機器等法に規定する指定薬物等があり、これらの取扱いが法令により禁止又は制限されている。

基本施策④ 一人ひとりの子ども・若者のもつ可能性を伸ばすために、個に対応した教育の支援に取り組む

一人ひとりのニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服する適切な指導や支援を行うなど、子ども・若者の自立や社会参加に向けて個に対応した教育の支援に取り組みます。

●事業例

※施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

なお、特に重点を置く事業には  <重点事業>として表記し、事業例は予定で記載しています。

事業名	事業内容
学力アップサポート事業 【教育委員会】  <重点事業>	有償ボランティアによる放課後の学習指導を行うなど、児童の学力向上を支援します。
若者のための消費生活啓発講座 (ヤングライフセミナー) 【生活文化局】	若年者を対象に、職員が高校、専門学校、大学等へ出向き、「賢い消費者になるために」と題して、資料・ビデオ上映・クイズなどにより悪質商法に関する情報や生活設計に関する基礎知識を提供します。
芹沢銈介美術館の運営（再掲） 【生活文化局】	日本を代表する染色家、芹沢銈介の作品・コレクションの企画展示や作品の保存収集、調査研究を通して、芹沢の芸術を広く紹介し、その偉業を後世に伝えていきます。
特別支援教育 ²⁵ 推進事業 【教育委員会】	障がいのある子ども（幼児、児童、生徒）等への特別支援教育を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育の相談活動や支援員の派遣を行い、将来の自立に向けた学校生活を支えます。 ・特別支援学級間の交流促進のための事業を行います。

²⁵ 【特別支援教育】障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

施策の柱(3) 困難を抱える子ども・若者とその家族への支援

施策の柱(3) 困難を抱える子ども・若者とその家族への支援

基本施策① ニート（若年無業者）、ひきこもり、不登校等の困難を抱える子ども・若者とその家族を支援する

就学や就業のいずれもしていないなど、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、関係機関が連携して、支援を推進します。

●事業例

※施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

なお、特に重点を置く事業には  <重点事業>として表記し、事業例は予定で記載しています。

事業名	事業内容
ひきこもり支援の充実 【子ども未来局】  <重点事業>	ひきこもりに特化した相談窓口の整備など支援の充実を図り、ひきこもりの早期回復を図ります。
適応指導教室の運営 【子ども未来局】  <重点事業>	不登校児童等が学校生活に適応するための指導を行うことにより、学校生活への自発的な復帰を支援します。継続的適応指導（カウンセリング、学習、集団指導など）や体験的適応指導（自然体験、社会体験など）を行います。
子ども若者相談事業 【子ども未来局】  <重点事業>	子ども・若者及びその保護者・関係者への面接相談と電話相談を行います。 【電話相談】 ・こころのホットライン
静岡勤労高等学園の運営 【子ども未来局】	市内に居住または勤務・通学する高等学校通信制課程に学ぶ者の共同学習の場を提供し、学習を支援します。
若年者就労支援業務（ニート対策事業） 【経済局】	ニート（若年無業者）等働くことに悩みを抱えている本人やその家族等を対象に就労に向けた支援を行うため、ニート（若年無業者）の就労支援セミナーや相談会の開催、関係機関等のネットワークの構築などを行います。
こころの教育支援事業 【教育委員会】	小・中学校に非常勤講師を配置し、生徒指導主任等の代わりに授業を行い、生徒指導主任等がいじめや不登校に対応する時間を確保します。

基本施策② 障がいのある子ども・若者とその家族を社会全体で支える体制を充実する

障がいのある子ども・若者の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進するとともに、障がいの特性に配慮した適切な支援体制の充実に取り組みます。

●事業例

※施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

なお、特に重点を置く事業には  <重点事業>として表記し、事業例は予定で記載しています。

事業名	事業内容
特別支援教育推進事業（再掲） 【教育委員会】  <重点事業>	障がいのある子ども（幼児、児童、生徒）等への特別支援教育を推進します。 ・特別支援教育の相談活動や支援員の派遣を行い、将来の自立に向けた学校生活を支えます。 ・特別支援学級間の交流促進のための事業を行います。
障害者相談支援事業 【保健福祉局】	障がいのある人及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などの支援を実施します。
発達障害者支援センターの運営 【保健福祉局】	発達障がいがある本人、家族、関係者及び関係機関から相談を受けるとともに、発達障がいに対する情報発信を行い、発達障がいの理解と支援を広めるために研修会や各機関への講師派遣を行います。
放課後等デイサービス 【保健福祉局】	学校通学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がいのある子どもの社会との交流を促進するとともに、その他必要な支援を行います。
地域生活支援事業（移動支援事業） 【保健福祉局】	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むために、屋外での移動が困難な障がいのある人等に対して、ガイドヘルパーによる外出の支援に要する費用の一部を助成します。

第4章 施策の展開

施策の柱(3) 困難を抱える子ども・若者とその家族への支援

基本施策③ 子ども・若者の虐待、いじめ等を防止する

困難を抱える子ども・若者の自立や社会参加を促すためには、経済的困難を抱える家庭やひとり親家庭を支援していく取組を推進していく他、虐待、いじめ等を未然に防止するため、状況に応じて家庭へのきめ細やかな支援を行います。

●事業例

※施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

なお、特に重点を置く事業には  <重点事業>として表記し、事業例は予定で記載しています。

事業名	事業内容
児童相談体制の充実 【子ども未来局】  <重点事業>	児童虐待や子どもの発達の悩みなどに対する相談、判定、指導、保護が必要な児童への専門的な対応等が行える体制を充実します。
子ども若者相談事業（再掲） 【子ども未来局】  <重点事業>	子ども・若者及びその保護者・関係者への面接相談と電話相談を行います。 【電話相談】 ・24時間いじめ電話相談
スクールソーシャルワーカー ²⁶ 活用事業 【教育委員会】  <重点事業>	教育と福祉の専門的な知識・技能を有し、過去に教育や福祉分野において活動経験の実績のある者をスクールソーシャルワーカーとして学校に派遣し、問題を抱える児童生徒の置かれた環境への働きかけや保護者や教職員等への支援を行います。
里親支援事業 【子ども未来局】	里親の開拓及び里親委託の促進を図るための講演会、里親及び里親になることを希望する者への養育技術向上を図るための研修、委託事業及び里親自身の養育に関する相談、等を実施して里親への支援を行います。

²⁶ 【スクールソーシャルワーカー】社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけにより、学校と関係機関等とのネットワークづくりなどを行う専門家のこと。出典：静岡県 第2期"ふじのくに"子ども・若者プラン

基本施策④ 経済的困難を抱える家庭の子ども・若者を支援する

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備し、教育の機会均等を図るために子どもの貧困対策を総合的に推進します。

●事業例

※施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

なお、事業例は予定で記載しています。

事業名	事業内容
交通遺児等福祉手当 【子ども未来局】	交通事故等の災害により、生計維持者を亡くした児童生徒の生活の向上と福祉の増進を図るため、手当を支給します。
母子家庭等医療費助成費 【子ども未来局】	母子家庭等の生活と健康の保持を図るため助成を行います。
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 【子ども未来局】	母子家庭等に経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため資金を貸付けます。
奨学金貸付・給付事業 【教育委員会】	優秀な人材を育成するため、奨学金を貸与します。 就学困難な学生又は生徒に対し教育奨励費を給付します。
要・準要保護児童生徒扶助費交付事業 【教育委員会】	経済的理由により就学困難な児童生徒を対象に、学用品、通学費、修学旅行費、給食費及び医療費等の必要な援助を行います。
遠距離通学費補助金交付事業 【教育委員会】	国が定める適正距離（小学校4キロ、中学校6キロ）を超えて通学する児童生徒の保護者を対象に、補助金を交付します。

施策の柱(4) 非行防止と安全対策の推進

施策の柱(4) 非行防止と安全対策の推進

基本施策① 子ども・若者を取り巻く環境の整備に努める

有害環境や消費者被害に関する意識啓発に努めるとともに、関係機関・団体と連携を図りながら、地域社会の環境整備に取り組みます。

●事業例

※施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

なお、特に重点を置く事業には  <重点事業>として表記し、事業例は予定で記載しています。

事業名	事業内容
青少年育成センター事業 【子ども未来局】  <重点事業>	子ども・若者の非行防止及び健全育成を推進するために、補導活動 ²⁷ 、環境整備活動、広報啓発活動などを実施します。
若者のための消費生活啓発講座（再掲） (ヤングライフセミナー) 【生活文化局】	若年者を対象に、職員が高校、専門学校、大学等へ出向き、「賢い消費者になるために」と題して、資料・ビデオ上映・クイズなどにより悪質商法に関する情報や生活設計に関する基礎知識を提供します。
違法広告物等撤去活動 【都市局】	電柱、街灯柱などに掲出される、はり紙、はり札、立看板などの違反広告物を除却することにより、子ども・若者の健全育成を図ります。



²⁷ 【補導活動】繁華街、娯楽施設、公園、神社など青少年が集まりやすい場所を巡回し、非行を未然に防ぐための思いやりのあるあたたかな声かけを行うこと。

基本施策② 子ども・若者の非行・問題行動の防止に取り組む

心身の発達途上にある子ども・若者の興味本位の行動や心の変化に、身近な大人が関心を持つよう啓発に努めるとともに、非行の芽の早期発見と適切な指導に努め、非行・問題行動の防止に取り組みます。

●事業例

※施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

なお、特に重点を置く事業には  <重点事業>として表記し、事業例は予定で記載しています。

事業名	事業内容
青少年育成センター事業(再掲) 【子ども未来局】  <重点事業>	子ども・若者の非行防止及び健全育成を推進するために、補導活動、環境整備活動、広報啓発活動などを実施します。
薬物乱用防止教室（薬学講座）（再掲） 【教育委員会】  <重点事業>	喫煙、飲酒、薬物（覚せい剤、麻薬等）の乱用防止に努めるため、学校薬剤師等を講師として各学校で乱用防止教室を開きます。
未成年者の喫煙防止（小・中学生向け喫煙防止教室）事業 【保健福祉局】	喫煙防止の取り組みを推進するため、希望する市内小・中学校児童生徒対象に講座を開催します。
非行防止等啓発事業 【子ども未来局】	街頭キャンペーンなどの広報活動を通して、青少年の非行防止、健全育成に関する市民意識の高揚を図ります。
青少年健全育成団体の活動支援 【子ども未来局】	健全育成活動費等へ補助金を交付します。 活動内容：青少年健全育成大会、環境整備活動、あいさつ運動、講演会の開催、広報紙の発行等 交付団体数：50団体
健康教育の充実 【教育委員会】	児童生徒の薬物乱用や性の逸脱行動、生活習慣病の兆候、様々な悩みによる心因性の症状など、児童生徒の心身の健康に関する問題に対応するため、養護教諭などを中心とする健康相談活動の一層の充実や地域社会と一体となっての環境整備、学校における指導強化を図ります。

第4章 施策の展開

施策の柱(4) 非行防止と安全対策の推進

基本施策③ 情報モラル²⁸の向上と安全利用の推進を図る

インターネットや各種メディアが子ども・若者にもたらす諸問題や子ども・若者自身の情報モラルについて、子ども・若者や保護者等への啓発に努め、子ども・若者がトラブルや事件に巻き込まれない環境づくりを推進します。

●事業例

※施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

なお、特に重点を置く事業には  <重点事業>として表記し、事業例は予定で記載しています。

事業名	事業内容
青少年育成センター事業（再掲） 【子ども未来局】  <重点事業>	青少年の非行防止及び健全育成を推進するために、補導活動、環境整備活動、広報啓発活動などを実施します。
情報モラル教育の推進 【教育委員会】  <重点事業>	各教科や道徳において情報モラル教育（S NSを含む）を推進し、よりよいコミュニケーションや人と人との関係づくりのために必要な判断力や心構えを身に付けさせる教育を進めています。 情報モラル教育では、インターネット等の利便性と危険性の両面を理解させます。
若者のための消費生活啓発講座（再掲） (ヤングライフセミナー) 【生活文化局】	若年者を対象に、職員が高校、専門学校、大学等へ出向き、「賢い消費者になるために」と題して、資料・ビデオ上映・クイズなどにより悪質商法に関する情報や生活設計に関する基礎知識を提供します。
教育情報化推進研究委員会 【教育委員会】	教職員を対象に実施する研修における研究活動の中で授業における情報技術活用について研究及び授業実践を行います。

²⁸ 【情報モラル】情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度
出典：文部科学省 国立教育政策研究所「情報モラル教育 実践ガイド」(平成23年度)

基本施策④ 子ども・若者が安心して過ごせる安全なまちづくりを推進する

犯罪被害から子ども・若者を守り、安心して過ごせる環境を整備するため、通学路の安全など地域防犯活動を推進し、地域社会が一体となって防犯のまちづくりに取り組みます。

●事業例

※施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

なお、特に重点を置く事業には  <重点事業>として表記し、事業例は予定で記載しています。

事業名	事業内容
地域防犯パトロールの推進 【生活文化局】  <重点事業>	地域住民による巡回活動、青色回転灯装備車両によるパトロールを推進します。
青少年育成センター事業（再掲） 【子ども未来局】  <重点事業>	青少年の非行防止及び健全育成を推進するために、補導活動、環境整備活動、広報啓発活動などを実施します。
青色回転灯車両巡回活動 【生活文化局】	パトロール車として認定を受けた市公用車を使用し、業務終了後の帰庁時などに学校周辺や通学路などの防犯パトロールを実施します。
「子どもを守る家」、「子ども110番の家」等の設置 【教育委員会】	不審者の被害や身の危険を感じたりしたときのひなん所としてお願いするよう、ステッカーを作成し、希望のあった学校区等に配布します。
不審者情報等のメール配信 【教育委員会】	警察署と連携して、不審者情報、防犯情報等を保護者や地域住民に対し、携帯電話を利用し、迅速に情報を提供します。



施策の柱(5) 居場所づくりと社会参加の推進

施策の柱(5) 居場所づくりと社会参加の推進

基本施策① 子ども・若者が地域に主体的に関わる機会を提供する

地域社会を支える子ども・若者の育成を目指し、様々な活動を通して子ども・若者の社会参加を促します。また、子ども・若者の自発的・主体的な活動の場を提供します。

●事業例

※施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

なお、特に重点を置く事業には  <重点事業>として表記し、事業例は予定で記載しています。

事業名	事業内容
地域防災訓練への参加促進 【総務局】  <重点事業>	市内の小中高校に対し、県下一致で行う地域防災訓練への参加を促すとともに、教育委員会を含めた関係団体に対し青少年の訓練参加への協力を依頼し、地域を支える人材の育成など、地域が一体となって減災に取り組みます。
生涯学習施設における講座（再掲） 【生活文化局】	子どもたちに対して、多様な体験活動等を通して、健やかな成長を促し、豊かな人間性を育むことを目的とした各種講座を実施します。
河川環境アドプトプログラム ²⁹ 事業 【環境局】	環境美化ボランティア活動 ³⁰ により、安倍川・藁科川・興津川の散乱ゴミを取り除き、美しい河川を創出するとともに、川を愛する環境教育の意識付けを図ります。
高齢者社会参加促進の支援 【保健福祉局】	まちづくり推進事業の一環として、自治会内の高齢者を始め児童・生徒・一般へ呼びかけ、どんど焼き、グラウンドゴルフ大会、輪投げ大会、地区祭り等の事業を実施することにより、高齢者の社会参加を促すと共に世代間交流を行います。
成人の日行事（再掲） 【子ども未来局】	新成人による実行委員会が成人の記念式典を開催し、成人としての自覚を促す機会を提供します。

²⁹ 【アドプトプログラム】アドプト・プログラム は、市民と行政が協働で進める清掃活動をベースとしたまち美化プログラム。アドプト とは英語で「〇〇を養子にする」の意味。一定区画の公共の場所を養子にみたて、市民がわが子のように愛情をもって面倒をみ（清掃美化を行い）、行政がこれを支援する制度。

³⁰ 【ボランティア活動】社会福祉、教育、保健などの事業に対し、自発的・自主的に行われる無償の奉仕活動

基本施策② 子ども・若者の自立と自発的な社会参加を支援する

社会の一員として自立し、社会に積極的に関わろうとする態度を身に付けるため、社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）やボランティアなど社会参加活動を推進します。

●事業例

※施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

なお、特に重点を置く事業には  <重点事業> として表記し、事業例は予定で記載しています。

事業名	事業内容
学生スクールボランティア 【教育委員会】  <重点事業>	学生スクールボランティアが教科指導や総合学習、特別支援教育、放課後の学習相談・あそび、日本語指導などにアシスタントとして参加することで、市立幼稚園、小・中学校の教育課程実施の充実を支援するとともに、教員志望者の開拓及び資質・能力の向上につなげます。
静岡市こどもミュージカル補助金 【生活文化局】	公募によって集められた子どもたちが主役のミュージカル公演であり、市民により組織された実行委員会が、ミュージカルの創作を通じて子どもたちに創造する喜びを知ってもらうことを目的に、2年に1回開催します。
ガイドボランティア（日本平動物園） 【生活文化局】	活動内容：ガイドボランティアとして、動物園内のスポットガイド及びふれあいコーナーでの補助等を行います。
成人の日行事（再掲） 【子ども未来局】	新成人による実行委員会が成人の記念式典を開催し、成人としての自覚を促す機会を提供します。

第4章 施策の展開

施策の柱(5) 居場所づくりと社会参加の推進

基本施策③ 子ども・若者の主体性を伸ばすとともに、子ども・若者リーダーを養成する

自ら計画、行動できる子ども・若者を育むための居場所づくりに努め、子ども・若者層の社会参加活動・団体活動の推進や地域社会を支える子ども・若者リーダーを養成します。

●事業例

※施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

なお、特に重点を置く事業には  <重点事業>として表記し、事業例は予定で記載しています。

事業名	事業内容
青少年研修センターの運営 【子ども未来局】  <重点事業>	青少年団体の健全な育成並びに青少年の教養の向上及び心身の健全な育成を図るため、教育委員会の承認を受けた団体に対し、青少年研修センター（市中央体育館内）を無料で貸し出します。
少年団体運営費補助金 【子ども未来局】	ガールスカウト、ボーイスカウト、子ども会、清水海洋少年団の運営に対し補助金を交付し、子どもの健全育成を推進します。
市青年団協議会事業補助金 【子ども未来局】	静岡市青年団協議会の運営費及び事業費を補助し、青年団の活動を支援します。
わたしの主張静岡市大会開催事業 【子ども未来局・教育委員会】	市内各中学校より主張作文を募集し、書類選考の後に各区代表9名による口頭発表会を実施します。

基本施策④ 子ども・若者の居場所づくりを支える人材の育成を充実する

子ども・若者の活動場所や活動内容の充実を図るために、指導者や関連団体の育成を推進します。

●事業例

※施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

なお、事業例は予定で記載しています。

事業名	事業内容
少年団体運営費補助金（再掲） 【子ども未来局】	ガールスカウト、ボーイスカウト、子ども会、清水海洋少年団の運営に対し補助金を交付し、次代を担う人材を養成します。
市青年団協議会事業補助金（再掲） 【子ども未来局】	静岡市青年団協議会の運営費及び事業費を補助し次代を担う人材を養成します。
青少年育成員・指導者研修会 【子ども未来局】	子ども・若者育成に関する指導者等を対象に子ども・若者の指導方法や事業の企画運営等に関する研修会を開催します。



施策の柱(6) 子ども・若者の生活の場におけるネットワークづくりの推進

施策の柱(6) 子ども・若者の生活の場におけるネットワークづくりの推進

基本施策① 個々の課題に応じた相談体制の充実

子ども・若者や家族が抱える問題が多様化し、個々の状態に合わせた相談活動が必要とされており、関係機関・専門家による専門的な相談体制の充実に取り組みます。

●事業例

※施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

なお、特に重点を置く事業には  <重点事業>として表記し、事業例は予定で記載しています。

事業名	事業内容
子ども若者相談事業（再掲） 【子ども未来局】  <重点事業>	子ども・若者及びその保護者・関係者への面接相談と電話相談を行います。 【電話相談】 ・こころのホットライン
カウンセリング講座 【子ども未来局】  <重点事業>	仕事や家庭などで子ども・若者と関わりのある人がカウンセリングの理論・技術を学び、実際の関わりの中で生かせるようにします。
スクールカウンセリング事業 【教育委員会】  <重点事業>	いじめや不登校、問題行動等、児童生徒の心の問題に対応するため、スクールカウンセラー ³¹ 及び教育相談員を小・中学校に配置します。
犯罪被害者等支援総合案内窓口 【生活文化局】	犯罪被害者等支援のための総合案内窓口にて、相談者への適切な対応及び情報提供に努めるほか、総合窓口を周知します。
障害者相談支援事業（再掲） 【保健福祉局】	障がいのある人及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などの支援を実施します。
発達障害者支援センターの運営（再掲） 【保健福祉局】	発達障がいがある本人、家族、関係者及び関係機関から相談を受けるとともに、発達障がいに対する情報発信を行い、発達障がいの理解と支援を広めるために研修会や各機関への講師派遣を行います。

³¹ 【スクールカウンセラー】児童生徒の不登校や問題行動等に対応するために派遣される、臨床心理等に関する高度な専門的知識を有する者

出典：静岡県『第2期“ふじのくに”子ども・若者プラン』

施策の柱(6) 子ども・若者の生活の場におけるネットワークづくりの推進

基本施策② 家庭・学校・地域・民間（事業者）が協力して子ども・若者の育成を目指す活動に取り組む

家庭・学校・地域・各種団体・民間（事業者）・行政がそれぞれの役割を果たし、協働し、次代を担う健やかな子ども・若者の育成に取り組みます。

●事業例

※施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

なお、特に重点を置く事業には  <重点事業>として表記し、事業例は予定で記載しています。

事業名	事業内容
子ども・若者支援地域協議会の運営 【子ども未来局】  <重点事業>	ニート、ひきこもり、不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援する協議会を運営します。
学校応援団推進事業 【教育委員会】  <重点事業>	ボランティアによる地域社会の協力のもと、学校を応援する体制を整え、子どもたちの人間性や社会性を育て支援することにより、健やかな育成と家庭や地域の教育力を高めます。
ファミリー・サポート・センター事業 【子ども未来局】	育児の援助活動（保育所・幼稚園・小学校の終了時刻後における園児・児童の預かり等）を行いたい方と受けたい方からなる会員組織を運営し、会員同士の育児援助活動を推進します。
「子育てコーチング講座」の開催 【子ども未来局】	「地域づくり」を推進するため、NPO法人、子育てサークル等と連携し、子育てに不安や悩みを持つ保護者を対象に講座を開催し、子育てコーチングを活用して他人とのふれあいによる自分発見を通した「親育て」を推進します。
青少年・乳児ふれあい促進事業（再掲） 【子ども未来局】	次代を担う子どもたちが、子育て中の父母及びその子ども（乳児）との交流や触れ合いを通して、子どもの尊さや子育ての喜びなどを体験・実感します。
こどもクリエイティブタウン 【経済局】	小学生を中心とした子どもを対象に、地域企業や団体等の協力を得ながら、仕事体験や、ものづくり体験の場を提供し、これからの時代に求められる子どもたちの創造力（将来を描く力、社会とかかわる力、挑戦する力）を育成します。
次世代育成プロジェクト事業 【教育委員会】	民間教育力の活用や本市の第一線で活躍する様々な専門家を学校に派遣することにより児童生徒の学習の充実を図ります。キャリア教育の推進のため、連続3日間以上の職場体験学習を全中学校で実施します。

第4章 施策の展開

施策の柱(6) 子ども・若者の生活の場におけるネットワークづくりの推進

基本施策③ 家庭教育の支援を充実する

子ども・若者が健やかに成長するためには、社会生活の基礎となる家庭生活において家族の関わりを深めることが大切です。行政や地域の連携により家庭への支援を推進し、家庭の教育力の向上を図ります。

●事業例

※施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

なお、特に重点を置く事業には  <重点事業>として表記し、事業例は予定で記載しています。

事業名	事業内容
家庭教育学級 【生活文化局】  <重点事業>	未就学児や小・中学生をもつ保護者に対して、家庭教育に必要な現代的課題等を学び、仲間をつくることにより、子どもたちの健やかな成長を促し、豊かな人間性を育むことを目的とした連続講座を実施します。
親子消費者教室 【生活文化局】	市内小学生とその保護者を対象に、身近な消費生活や食品に関する問題等様々なテーマに基づく実験や講義を実施し、消費生活に関する知識の普及を図ります。
養育支援訪問事業 【子ども未来局】	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対して、専門的資格を有するなどの養育支援訪問員がその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。
母子家庭等日常生活支援事業 【子ども未来局】	母子家庭等に家庭生活支援員を派遣し、生活援助や子育て支援を行います。
肥満傾向の子どもと親の健康教室 【教育委員会】	栄養士による個別栄養指導、医師による医療相談を通し、食事の習慣や生活習慣などに気を付け、肥満を防止し、肥満を防ぐための運動を実際にすることにより、肥満防止に向けての意識を高めます。

施策の柱(6) 子ども・若者の生活の場におけるネットワークづくりの推進

基本施策④ 地域を支える人材を活用し、地域の力を強化する

地域が支え、育む子ども・若者が、次の世代の担い手になるように、つながりあう活力ある社会を目指し、地域の人材育成と教育力の向上を図ります。

●事業例

※施策の具体的なイメージを表現するため、該当事業のうちいくつかをピックアップして説明しています。

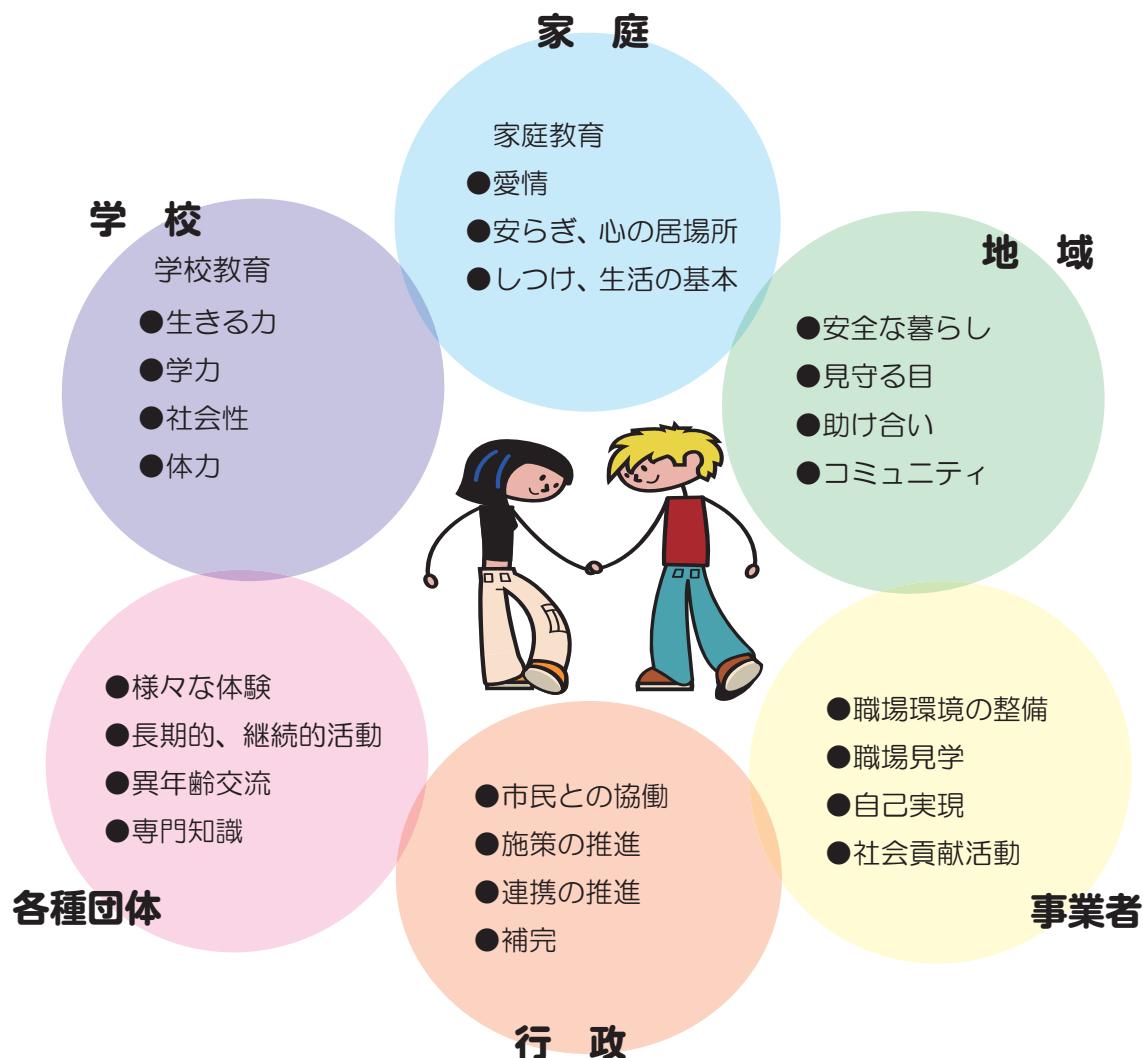
なお、特に重点を置く事業には  <重点事業>として表記し、事業例は予定で記載しています。

事業名	事業内容
カウンセリング講座（再掲） 【子ども未来局】  <重点事業>	仕事や家庭などで子ども・若者と関わりのある人がカウンセリングの理論・技術を学び、実際の関わりの中で生かせるようにします。
子育てサポーターの育成 【子ども未来局】	地域で子どもと子育て家庭を支えるため、市民応募者に対して子育てに関する知識や技術の講座を開催し、地域で活動する子育てボランティアを育成します。
児童館運営事業 【子ども未来局】	児童に健全な遊びを与えて健康を増進し、情操豊かにすることを目的とした地域児童の健全育成のための拠点施設である児童館において、18歳未満の児童を対象とし、さまざまな行事・教室を開催します。
応急手当普及啓発活動の促進（再掲） 【消防局】	学校教育でAEDの使用方法・心肺蘇生法を盛り込んだ救命講習受講推進を図るため、毎年度、市内全中学校の1学年（約7,000人）に呼び掛けて救命講習を実施します。講習を通して、命の大切さを学びます。



第4章 施策の展開

施策の柱(6) 子ども・若者の生活の場におけるネットワークづくりの推進



第5章 プランの推進

1 推進体制

(1) 静岡市青少年育成推進委員会

平成18年4月、本市の青少年育成施策を総合的・計画的に推進するため、「静岡市青少年育成推進委員会」を設置しました。部局ごとの業務推進だけでなく、局を横断し、青少年育成施策の効果的な推進を図っていきます。庁内における各青少年関連事業実施部局職員が委員となり、各種施策・事業の実施状況の把握や部局間相互の調整を行い、青少年施策の総合的な取組を推進していきます。

(2) 静岡市青少年問題協議会等との連携

学識経験者や青少年関係機関・団体の代表者などで構成し、子ども・若者に関する重要事項を調査・審議する「静岡市青少年問題協議会」の意見等を子ども・若者施策に反映するよう努めます。

また、この協議会に本プランの進捗状況を定期的に報告し、意見等を聴取することで推進上の課題を検証するとともに、各機関・団体の連携による施策の推進を図ります。

(3) 市民との連携・協働による計画の推進

本プランにおける基本理念では、人とのつながりを大切にする子ども・若者を育むことを盛り込んでおり、基本目標の一つとして、「子ども・若者の成長をつなぐ連携・協働のネットワークづくり」を掲げました。

この実現には、市民意識の高揚が必要であり、市民参画を促すため、広報紙やホームページなどを活用して、各種施策・事業の実施状況などを広く公開します。そして、子ども・若者の育成に関する啓発活動を通じて、市民一人ひとりの子ども・若者の育成に対する意識の向上を目指します。

また、学校・家庭・地域・NPO等団体・事業者等がそれぞれの役割を果たし、連携することで、活動の促進を図ります。

2 進行管理

子ども・若者に関する施策や事業の多くは、その効果が数値としてすぐ"にあらわれるものではありません。時間をかけて見極めていく必要があります。

本プランは、期間を8年間と定めており、事業の進捗状況を定期的に把握しながら、短期的視点と長期的視点のもと計画の検証を行っていきます。

短期的視点においては、毎年、子ども・若者関連事業の実施状況を「静岡市青少年育成推進委員会」等にて調査・把握します。また、この結果を「静岡市青少年問題協議会」に報告することで、本プランにおける基本施策の進捗状況を客観的に検証するよう努めます。

長期的視点においては、毎年実施する事業の実施状況調査結果を踏まえて、「静岡市青少年育成推進委員会」にて検証するとともに、「子ども・若者実態調査」を必要に応じて実施し、子ども・若者や保護者等の意識や行動を把握します。

これらの方針により、各種事業の効果を測るとともに、子ども・若者を取り巻く社会の変化などに応じた、より効果的な施策・事業を展開していくため、計画の見直しを行っていきます。

子ども・若者に関する施策や事業は、長期的な視点に立つことが大切です。現在の事業を継続するとともに、多様化する市民のニーズに応えるため、新たな事業を実施するなど多彩なメニューを提供していきます。

また、下記のとおり目標を設定し、目標実現に向けて努めています。

対象	指標	目標
子ども・若者関連事業の進捗状況	関連事業の実施計画ごとの評価※	全事業における評価「A」の達成※

子ども・若者関連事業の実施計画ごとに成果指標を設定し、目標を確実に達成できるよう努めています。

※事業ごとに担当課にて毎年度、目標を設定し、達成状況を以下のとおり評価します。

評価	判定基準
A	8割以上達成
B	5~8割未満達成
C	2~5割未満達成
D	2割未満達成
E	判定不能

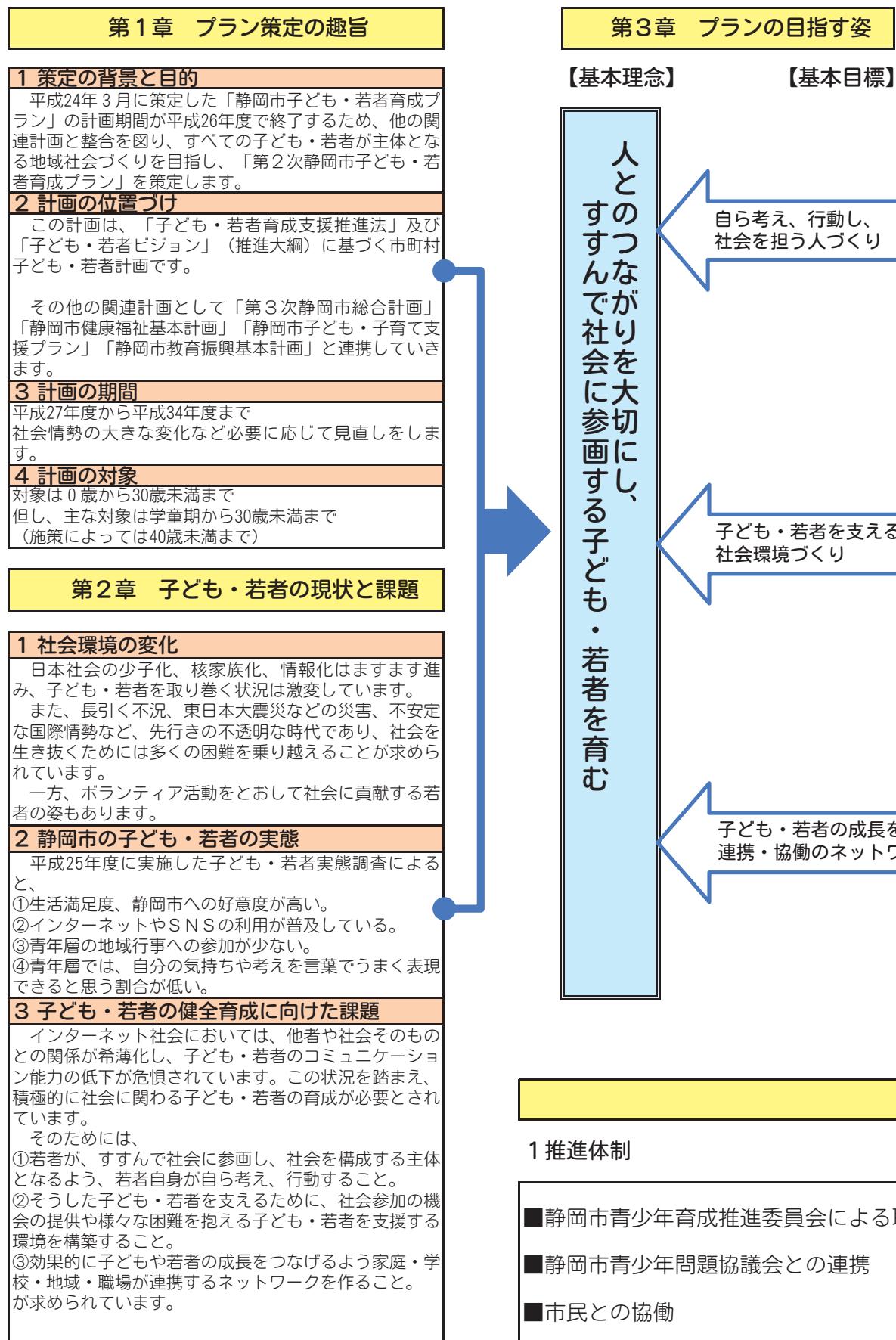
3 成果指標

このプランを実効性のある計画とするために3つの基本目標ごとに成果指標を定め、下記のとおり数値目標を設定します。また、取り組むべき施策のうち、特に重点をおく事業を選定しプランを推進します。

基本目標	施策の柱	基本施策	重点事業	成果指標	現状【H25】	中間目標【H30】	最終目標【H34】
1 自ら考え、行動し、社会を担う人づくり	自己有用感を持つた子ども・若者の育成	①命の大切さを知り思いやりを学ぶ体験活動を充実する ②規範意識を高め、コミュニケーション能力を向上させ る集団体験活動を推進する ③地域に愛着を持ち、地域の発展に貢献する人材を育てる ④グローバル化の拠点に立ち、視野を広げる社会体験、国際交流や学習の機会を提供する	・道徳教育の充実【教育委員会】 ・放課後児童クラブ運営事業【子ども未来局】 ・青少年国際親善交流事業【子ども未来局】	自己有用感を持つた子ども・若者の割合	55.0%	57%以上	60%以上
2 知・徳・体のバランスのとれた子ども・若者の育成	知・徳・体のバランスの育成	①確かな学力の育成とともに、生徒学習への意識を高める ②多様な体験活動を通して、社会性や感性、郷土愛など豊かな人間性の育成に取り組む ③生涯にわたって健康で充実した生活を送ることができるように、健やかな体の育成に取り組む ④一人ひとりの子ども・若者のもつ可能性を伸ばすために、個に対応した教育の支援に取り組む	・放課後子ども教室推進事業【教育委員会】 ・学力アップサポート事業【教育委員会】	学校に行くのが楽しい、どちらかといえば楽しいと思う児童・生徒の割合	小学生 86.9% (H26) 中学生 83.8% (H26)	88%以上 84%以上	90%以上 86%以上
3 子ども・若者を支える環境づくり	困難を抱える子ども・若者とその家族への支援	①ニート（若年無業者）、ひきこもり、不登校等の困難を抱える子ども・若者とその家族を支援する ②障がいのある子ども・若者とその家族を社会全体で支援する体制を充実する ③子ども・若者の虐待、いじめ等を防止する ④経済的困難を抱える家庭の子ども・若者を支援する	・ひきこもり支援の充実【子ども未来局】 ・適応指導教室の運営【子ども未来局】 ・子ども・若者相談事業【子ども未来局】 ・特別支援教育推進事業【教育委員会】 ・児童相談体制の充実【子ども未来局】 ・スクールソーシャルワーカー活用事業【教育委員会】	不登校改善率 ひきこもり改善率	65.9% 65.9% 70%以上 28.6% 40%以上	68%以上 50%以上	70%以上 50%以上
4 非行防止と安全対策の推進	居場所づくりと社会参加の推進	①子ども・若者が取り巻く環境の整備に努める ②子ども・若者の非行と問題行動の防止に取り組む ③情報モラルの向上と安全利用の推進を図る ④子ども・若者が安心して過ごせる安全なまちづくりを推進する	・青少年センター事業【子ども未来局】 ・薬物乱用防止教室（薬学講座）【教育委員会】 ・情報モラル教育の推進【教育委員会】 ・地域防犯パトロールの推進【生活文化局】	非行少年、ぐる少年の検挙数（市内）	5,486件	1,563減少	3%減少
5 子ども・若者の成長をつなぐ連携・協働のネットワークづくり	居場所づくりと社会参加の推進	①子ども・若者が地域に主体力的に関わる機会を提供する ②子ども・若者の自立と社会参加を支援する ③子ども・若者の主体性を伸ばすとともに、子ども・若者リーダーを養成する ④子ども・若者の居場所づくりを支える人材の育成を充実する	・地域防災訓練への参加促進【総務局】 ・学生スクールボランティア【教育委員会】 ・青少年研修センターの運営【子ども未来局】 ・ボランティア活動への参加意欲のある生徒の割合	地域活動（自治会、町内会等の行事）への児童・生徒の参加割合	72.3%	74%以上	75%以上
6 子ども・若者の成長をつなぐ連携・協働のネットワークづくり	子ども・若者の生活の居場所におけるネットワークづくりの推進	①個々の課題に応じた相談体制の充実 ②家庭・学校・地域・民間（事業者）が協力して子ども・若者の育成を目指す活動に取り組む ③家庭教育の支援を充実する ④地域を支える人材を活用し、地域の力を強化する	・子ども・若者相談事業【子ども未来局】 ・子ども支援地域協議会の運営【子ども未来局】 ・スクールカウンセリング事業【教育委員会】 ・家庭教育学級【生活文化局】 ・学校応援団推進事業【教育委員会】 ・カウンセリング講座【子ども未来局】	子どもに関する活動に参加している市民の割合	30.1%	32.5%以上	35%以上

※総は第3次総合計画と共通

第2次静岡市子ども・若者育成プラン



1 推進体制

- 静岡市青少年育成推進委員会による取組
- 静岡市青少年問題協議会との連携
- 市民との協働

若者育成プラン体系図

第4章 施策の展開

【施策の柱】

(1) 自己有用感（注1）を持った子ども・若者の育成

- ①命の大切さを知り、思いやりを学ぶ体験活動を充実する
- ②規範意識を高め、コミュニケーション能力を向上させる集団体験活動を推進する
- ③地域に愛着を持ち、地域の発展に貢献する人材を育てる
- ④グローバル化の視点に立ち、視野を広げる社会体験、国際交流や学習の機会を提供する

(2) 知・徳・体のバランスのとれた子ども・若者の育成

- ①確かな学力の育成とともに、生涯学習への意識を高める
- ②多様な体験活動を通して、社会性や感性、郷土愛などの豊かな人間性の育成に取り組む
- ③生涯にわたって健康で充実した生活ができるように、健やかな体の育成に取り組む
- ④一人ひとりの子ども・若者のもつ可能性を伸ばすために、個に対応した教育の支援に取り組む

(3) 困難を抱える子ども・若者とその家族への支援

- ①ニート（若年無業者）、ひきこもり、不登校等の困難を抱える子ども・若者とその家族を支援する
- ②障がいのある子ども・若者とその家族を社会全体で支える体制を充実する
- ③子ども・若者の虐待、いじめ等を防止する
- ④経済的困難を抱える家庭の子ども・若者を支援する

(4) 非行防止と安全対策の推進

- ①子ども・若者を取り巻く環境の整備に努める
- ②子ども・若者の非行・問題行動の防止に取り組む
- ③情報モラルの向上と安全利用の推進を図る
- ④子ども・若者が安心して過ごせる安全なまちづくりを推進する

(5) 居場所づくりと社会参加の推進

- ①子ども・若者が地域に主体的に関わる機会を提供する
- ②子ども・若者の自立と自発的な社会参加を支援する
- ③子ども・若者の主体性を伸ばすとともに、子ども・若者リーダーを養成する
- ④子ども・若者の居場所づくりを支える人材の育成を充実する

(6) 子ども・若者の生活の場におけるネットワークづくりの推進

- ①個々の課題に応じた相談体制の充実
- ②家庭・学校・地域・民間（事業者）が協力して子ども・若者の育成を目指す活動に取り組む
- ③家庭教育の支援を充実する
- ④地域を支える人材を活用し、地域の力を強化する

(注1) 「他者の存在を前提として自分の存在価値を感じること、誰かの役に立てたという成就感や誰かから必要とされているという満足感のこと」

第5章 プランの推進

2 進行管理

毎年、子ども・若者関連事業の実施状況の確認を行い、この結果を「静岡市青少年問題協議会」に報告し、進捗状況を客観的に検証するよう努めます。

事業課では毎年、子ども・若者関連事業の実施計画ごとに成果指標を設定し、目標を確実に達成できるよう努めます。

目標：全事業における評価「A」（目標の8割以上達成）の達成

参考資料

◆静岡市子ども・若者育成プラン策定経過	63
◆静岡市青少年育成推進委員会	64
◆静岡市青少年問題協議会	67
◆静岡市子ども・若者育成プラン策定アドバイザー	71
◆静岡市子ども・若者実態調査概要	72
◆子ども・若者育成支援推進法	74
◆各種法令による子ども・若者の年齢区分	82

◆第2次静岡市子ども・若者育成プラン策定経過

	青少年育成推進委員会	アドバイザーハイツ	青少年問題協議会他	市民意見の聴取
平成25年度	○第2次子ども・若者育成プラン骨子案協議	○子ども・若者実態調査検討・分析		○子ども・若者実態調査実施（10月）
平成26年 4月				
5月				
6月	○第1回委員会 (6/18) プラン策定について の基本方針について	○第1回アドバイザーハイツ (6/4) プラン骨子案・素案の検討		
7月			○青少年問題協議会 (7/3) プラン素案審議	
8月				
9月	○第1回プラン策定作業部会（9/25） 第2次子ども・若者育成プラン原案協議	○プラン原案検討		
10月			○青少年問題協議会 (10/10) プラン原案審議	
11月				
12月	○第2次子ども・若者育成プラン中間案検討	○第2回アドバイザーハイツ (12/3) プラン中間案検討	○青少年問題協議会 (12/12) プラン中間案審議 ○健康福祉審議会 (12/18) プラン中間案報告	○パブリックコメント実施 (12/8～1/8)
平成27年 1月	○第2回委員会 (1/29) 第2次子ども・若者育成プラン最終案確認	○第3回アドバイザーハイツ (1/21) プラン最終案検討		
2月			○青少年問題協議会 (2/4) 最終案確認 ○教育委員会定例会 (2/10) ○経営会議（2/25）	
3月			○厚生委員会報告 (3/13) ○健康福祉審議会 (3/19)	
第2次静岡市子ども・若者育成プラン策定				

◆静岡市青少年育成推進委員会

静岡市青少年育成推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、青少年の育成施策を総合的、計画的に推進するため、静岡市青少年育成推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 青少年育成施策の総合調整及び推進に関すること。
- (2) 青少年育成施策推進のための計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、青少年育成施策の推進のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は子ども未来局子ども未来部長の職にある者を、副委員長は子ども未来局子ども未来部青少年育成課長の職にある者を、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係のある職員に会議への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(作業部会)

第6条 第2条各号に掲げる所掌事務について、必要な資料の収集及び整理その他の作業をさせるため、委員会に作業部会を置く。

2 作業部会は、子ども未来局子ども未来部青少年育成課育成係長の職にある者及び別表に掲げる職にある者がその所属職員のうちから指名するものをもって組織する。

3 作業部会に部会長を置き、子ども未来局子ども未来部青少年育成課育成係長の職にある者をもって充てる。

4 部会長は、部会の会議の議長となる。

5 前条の規定は、作業部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、子ども未来局子ども未来部青少年育成課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総務局危機管理部防災対策課課長
企画局企画部企画課課長
財政局財政部財政課課長
財政局税務部税制課課長
生活文化局市民生活部市民生活課課長
生活文化局市民生活部消費生活センター所長
生活文化局市民生活部男女参画・市民協働推進課課長
生活文化局文化スポーツ部文化振興課課長
生活文化局文化スポーツ部生涯学習推進課課長
生活文化局文化スポーツ部文化財課課長
生活文化局文化スポーツ部スポーツ振興課課長
生活文化局文化スポーツ部日本平動物園長
環境局環境創造部清流の都創造課課長
環境局環境創造部環境保健研究所所長
環境局廃棄物対策部ごみ減量推進課課長
環境局廃棄物対策部廃棄物処理課課長
保健福祉局福祉部福祉総務課課長
保健福祉局福祉部障害者福祉課課長
保健福祉局福祉部高齢者福祉課課長
保健福祉局保健衛生部保健衛生総務課課長
保健福祉局保健衛生部健康づくり推進課課長
保健福祉局保健衛生部こころの健康センター所長

保健福祉局保健所保健予防課長
保健福祉局保健所生活衛生課長
保健福祉局保健所食品衛生課長
保健福祉局保健所精神保健福祉課長
子ども未来局子ども未来部子ども未来課長
子ども未来局子ども未来部保育課長
子ども未来局子ども未来部子ども家庭課長
子ども未来局子ども未来部児童相談所長
経済局商工部産業政策課長
経済局商工部商業労政課長
経済局商工部産業振興課長
経済局商工部観光・シティプロモーション課長
経済局商工部清水港振興課長
経済局農林水産部農業政策課長
経済局農林水産部中山間地振興課長
都市局建築部建築総務課長
建設局土木部河川課長
消防局消防部消防総務課長
消防局消防部予防課長
上下水道局水道部水道総務課長
教育委員会事務局教育部教育総務課長
教育委員会事務局教育部学校教育課長
教育委員会事務局教育部学事課長
教育委員会事務局教育部教育センター所長
教育委員会事務局教育部中央図書館長
議会事務局調査法制課長
選挙管理委員会事務局次長

◆静岡市青少年問題協議会

静岡市青少年問題協議会条例

平成15年4月1日

条例第271号

改正 平成17年3月15日条例第43号

平成17年12月15日条例第184号

平成18年12月20日条例第119号

平成24年12月14日条例第92号

平成26年3月20日条例第12号

(設置)

第1条 静岡市は、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、静岡市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、市長及び市の区域内にある関係行政機関に対し意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会の委員の定数は、20人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験がある者
- (3) 市民
- (4) 市職員

3 市長は、前項第3号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

4 会長は、委員の互選により定める。

5 協議会に副会長2人を置き、委員の互選により定める。

(平26条例12・全改)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する副会長が、その職務を代理する。

4 副会長は、会長を補佐する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要があると認めるときに招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 市長は、専門の事項を調査研究させるため必要があるときは、協議会の意見を聴いて、協議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験がある者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査研究が終了したときは、解嘱されるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、子ども未来局において処理する。

(平17条例43・平17条例184・平18条例119・平24条例92・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月15日条例第43号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月15日条例第184号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月20日条例第119号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月14日条例第92号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日条例第12号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市青少年問題協議会条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後最初に協議会の委員（補欠の委員を除く。）の委嘱又は任命が行われる日から適用し、同日の前日までの間の協議会の組織については、なお従前の例による。

◆静岡市青少年問題協議会委員推薦機関・団体の役職名

推薦機関・団体及び役職名
静岡市長
市議会議員
市議会議員
静岡少年鑑別所長
静岡家庭裁判所次席家庭裁判所調査官
静岡公共職業安定所長
静岡中央警察署刑事官
静岡市教育長
静岡大学大学院教育学研究科教授
常葉大学短期大学部保育科教授
静岡市社会教育委員
静岡市駿河区保護司会会长
静岡市民生委員児童委員協議会常任理事
静岡市地域活動連絡協議会会长
静岡市自治会連合会会长
静岡市子ども会連合会[葵区・駿河区]会長
ガールスカウト静岡市協議会会长
静岡市私立保育園連合会副会長
静岡市私立幼稚園連合会副会長
静岡市校長会（小学校）
静岡市校長会（中学校）
静岡県特別支援学校長会
静岡市教育委員会（清水桜が丘高等学校教諭）
静岡県校長会（静岡県立静岡中央高等学校教諭）
静岡市P T A連絡協議会副会長
静岡市青少年育成会議副会長
(財) 静岡県青少年会館 (青少年交流スペースアンダンテアドバイザー)
N P O法人青少年就労支援ネットワーク静岡
若者エンパワメント委員会
静岡青年会議所（人と人との支え合い創造委員会委員）

平成26年4月1日現在（任期は平成27年9月30日まで）

◆静岡市子ども・若者育成プラン策定アドバイザー

(敬称略)

	氏名	主な経歴、所属・役職（*）
1	原田 唯司	静岡大学大学院教育学研究科教授 静岡市青少年問題協議会委員
2	山口貴美子	財団法人 静岡県青少年会館 アンダンティアドバイザー 静岡市青少年問題協議会委員
3	伊藤 弥尋	元清水三保第一小学校長
4	二條麻由子	NPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡 静岡県立大学生 静岡市青少年問題協議会委員

* 所属・役職は平成26年度末時点

◆ 「平成25年度静岡市子ども・若者実態調査」の概要

1 調査の目的

すべての子ども・若者の社会参加を主な目的とする「子ども・若者育成支援推進法」(H22.4施行)に基づく新「静岡市子ども・若者育成プラン」策定のために、静岡市の子ども・若者の意識や行動、生活の実態を調査、把握して計画を策定する上での基礎資料とし、次代を担う子ども・若者が夢と希望を語ることのできる地域社会づくりを目指し、体系的かつ総合的な施策の推進に役立てていくことを目的として実施した。

2 調査事項

○ 小学生（5、6年生）

- ①回答者の属性
- ②生活について
- ③家族について
- ④友だちについて
- ⑤地域活動・体験について
- ⑥生き方や目標について

○ 中高生（1、2、3年生）

- ①回答者の属性
- ②生活について
- ③家族について
- ④友だちについて
- ⑤地域活動・体験について
- ⑥生き方や目標について
- ⑦規範や関心について

○ 青年（18歳～39歳）

- ①回答者の属性
- ②生活について
- ③友達について
- ④地域活動・体験について
- ⑤生き方や目標について

○ 保護者

- ①回答者の属性
- ②生活について
- ③地域活動・体験について
- ④生き方や目標について
- ⑤規範や関心について

3 調査方法

(1) 調査対象

小学生	静岡市内小学校5・6年生（葵、駿河、清水各区2校）	500人
中学生	静岡市内中学校1～3年生（葵、駿河、清水各区2校）	500人
高校生	静岡市内高等学校1～3年生（4校）	500人
青年	市内在住の18歳～39歳	500人
保護者	静岡市内小学校、中学校、高校の保護者	500人

(2) 抽出方法

市域全体における標準的な実態把握が可能となるよう、学校の規模、地域等を総合的に勘案し、抽出した。

(3) 調査方法

学校配布・回収

青年については、Web調査を実施

(4) 調査期間

学校依頼分：平成25年10月1日から平成25年10月15日

Web調査分：平成25年10月18日から平成25年11月5日

4 回収状況

	配 布 数	回 収 数	有効回収率
小学生	500	470	94.0%
中学生	500	459	91.8%
高校生	500	455	91.0%
青年	500	500	100.0%
保護者	500	409	81.8%

集計結果を見る際の注意点

※回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示してある。

※百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出した。このため、百分率の合計が100%にならないことがある。

※1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”的な場合は、回答比率の合計が100%を超える場合がある。

◆子ども・若者育成支援推進法

(平成二十一年七月八日)

(法律第七十一号)

第百七十一回通常国会

麻生内閣

子ども・若者育成支援推進法をここに公布する。

子ども・若者育成支援推進法

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 子ども・若者育成支援施策（第七条—第十四条）

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援（第十
五条—第二十五条）

第四章 子ども・若者育成支援推進本部（第二十六条—第三十三条）

第五章 罰則（第三十四条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。

二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受け

ることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。

三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。

四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。

五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。

六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策

（子ども・若者育成支援施策の基本）

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における

る総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るために大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援
(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上で困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 生活環境を改善すること。
- 四 修学又は就業を助けること。
- 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。

六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。

二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。

三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上で困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知識を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必

要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

（子ども・若者支援調整機関）

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

（子ども・若者指定支援機関）

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

（指定支援機関への援助等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力をを行うよう努めるものとする。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

(設置)

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務等)

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務
- 2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聞くものとする。

(組織)

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

第二十九条 本部の長は、子ども・若者育成支援推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十四号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

- 2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 総務大臣
- 三 法務大臣
- 四 文部科学大臣

五 厚生労働大臣

六 経済産業大臣

七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二一年政令第二八〇号で平成二二年四月一日から施行)

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

◆各種法令による子ども・若者の年齢区分

資料：『平成26年版 子ども・若者白書』（内閣府）

法律の名称	呼称等	年齢区分
少 年 法	少 年	20歳未満の者
刑 法	刑 事 責 任 年 齡	満14歳
児 童 福 社 法	児 童	18歳未満の者
	乳 児	1歳未満の者
	幼 児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少 年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律	子 ど も	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
母 子 及 び 寡 婦 福 祉 法	児 童	20歳未満の者
学 校 教 育 法	学 齢 児 童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学 齢 生 徒	小学校又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日以降における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民 法	未 成 年 者	20歳未満の者
	婚 姻 適 齡	男満18歳、女満16歳〔未成年者は、父母の同意を得なければならない。〕
労 働 基 準 法	年 少 者	18歳未満の者
	児 童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
勤 労 青 少 年 福 祉 法	勤 労 青 少 年	〔法律上は規定なし〕※第9次勤労青少年福祉対策基本方針（平成23年4月厚生労働省）において、「おおむね35歳未満」としている。
道 路 交 通 法	児 童	6歳以上13歳未満の者
	幼 児	6歳未満の者
	大型免許を与えない者	21歳未満の者
	中型免許を与えない者	20歳未満の者
	普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及び牽引免許を与えない者	18歳未満の者
	普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許を与えない者	16歳未満の者
独立行政法人国立青少年教育振興機構法	青 少 年	法律上は規定なし 「子どもゆめ基金」については、おおむね18歳以下の者
子どもの読書活動の推進に関する法律	子 ど も	おおむね18歳以下の者
未成年者喫煙禁止法	未 成 年 者	20歳未満の者
未成年者飲酒禁止法	未 成 年 者	20歳未満の者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年 少 者	18歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	児 童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児 童	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用する環境の整備等に関する法律	青 少 年	18歳未満の者

(参考)

児童の権利に関する条約	児 童	18歳未満の者
-------------	-----	---------

用語説明

頁	No.	用語	内 容
	1	子ども・若者	 <p>【ポスト青年期】 青年期を過ぎ大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続いている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する者。 出典：静岡県『第2期“ふじのくに”子ども・若者プラン』</p>
1	2	非行	20歳未満の者の不良行為（飲酒、喫煙、家出、深夜徘徊等）が犯行為に当たらぬ程度の非行）若しくはぐるり犯行為（度重なる家出や深夜徘徊、暴走族や暴力団関係者等不道徳な人との交際、いかがわしい場所への出入り、性的逸脱等、将来罪を犯し又は刑罰法令に触れる行為を行うおそれのある問題行動）、14歳未満の者の触法行為又は犯行時若しくは処理時の年齢が14歳以上20歳未満の者の犯罪行為
	3	いじめ	児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 出典：いじめ防止対策推進法
	4	ニート (若年無業者)	15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者。 出典：総務省統計局「労働力調査」
	5	ひきこもり	様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊）を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしていてもよい）を示す現象概念。 出典：厚生労働省HP
	6	不登校	何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、子どもが登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること。（ただし病気や経済的理由によるものを除く）ここでは年間に連続又は断続して学校を年間30日以上欠席した児童生徒のうち不登校を理由とする者。 出典：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
3	7	児童虐待	保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 出典：「児童虐待の防止等に関する法律」
	8	有害情報	インターネットを利用して公衆の閲覧（視聴を含む）に供されている情報であって青少年の健全な成長を著しく阻害するもの。 出典：「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」
	9	SNS	ソーシャルネットワーキングサービス。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、新たな人間関係を構築する場を提供する会員制のサービス。
4	10	出会い系サイト	「インターネット異性紹介事業」以下の4要件をすべて満たす事業。 • 面識のない異性との交際を希望する者（異性交際希望者という。）の求めに応じて、その者の異性交際にに関する情報をインターネット上の電子掲示板に掲載するサービスを提供していること。 • 異性交際希望者の異性交際にに関する情報を公衆が閲覧できるサービスであること。 • インターネット上の電子掲示板に掲載された情報を閲覧した異性交際希望者が、その情報を掲載した異性交際希望者と電子メール等を利用して相互に連絡することができるようとするサービスであること。 • 有償、無償を問わず、これらのサービスを反復継続して提供していること。 出典：「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」
10	11	自己有用感	他者の存在を前提として自分の存在価値を感じること、誰かの役に立てたという成就感や誰かから必要とされているという満足感のこと。 出典：国立教育政策研究所生徒指導センター『「社会性の基礎」を育む「交流活動」・「体験活動」－「人とかかわる喜び」をもつ児童生徒に－』
21	12	ソーシャルスキル	社会技能またはソーシャル・スキル（Social skill） 社会の中で普通に他人と交わり、共に生活していくために必要な能力。
	13	ソーシャルリテラシー	インターネットやテレビ、新聞などのメディアを使いこなし、メディアの伝える情報を理解する能力。また、メディアからの情報を引き立てる能力のこと。

用語説明

		契約社員	企業と直接に雇用期間を契約して就業する社員。高度の技能・技術を持つ労働者が多く、期間や労働条件は企業との契約による。期間社員。有期間社員。期間従業員。
	15	派遣社員	雇用関係のある派遣元会社から、他の企業に派遣されて勤務する労働者。
26	16	非正規雇用	期間を限定し、比較的短期間での契約を結ぶ雇用形態。1日の労働時間や1週間の労働日数は労働者によって異なる。臨時社員、派遣社員、契約社員、パートタイマー、アルバイトなどが含まれる。
	17	ワーキングプア	正社員としてもしくは正社員並みに働いても、生活維持が困難、もしくは生活保護水準以下の収入しか得られない就労層。
	18	N P O	「NonProfit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。
27	19	自己肯定感	「自分は大切な存在だ」「自分はかけがえのない存在だ」と思える心の状態。自分を肯定している感覚、感情などを指す。自己肯定感が低いと自信が持てず、他人にどう見られているか気になり、他人の言動に過敏に反応してしまうとされる。
30	20	セクシュアリティ	「人々があるモノ・コトを性的と感じている事態そのもの」を指している言葉。生物学的な性別、性自認、性的指向、性的嗜好、生殖…などの様々な概念が含まれている。
33	21	グローバル化	社会的あるいは経済的な関連が、旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象。
	22	A L T	小・中学校、高等学校で語学指導に従事する外国語指導助手（Assistant Language Teacherの略称）。
35	23	インターンシップ	大学・短大・高等専門学校生らが職業を選ぶ参考にするため、企業や官公庁などで実際の仕事を体験する取組。
	24	薬物乱用	本来は、病気などの治療に使用する医薬品を医療目的以外で使用したり、医薬品でない薬物を不正に使用すること。精神に影響を及ぼす物質の中で、習慣性があり、乱用され、又は乱用されるおそれのある薬物として、覚醒剤、大麻、MDMA、コカイン、ヘロイン、向精神薬、シンナー、危険ドラッグ、医薬品医療機器等法に規定する指定薬物等があり、これらの取扱いが法令により禁止又は制限されている。
37	25	特別支援教育	障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。
40	26	スクールソーシャルワーカー	社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけにより、学校と関係機関等とのネットワークづくりなどを行う専門家のこと。 出典：静岡県『第2期“ふじのくに”子ども・若者プラン』
42	27	補導活動	繁華街、娯楽施設、公園、神社など青少年が集まりやすい場所を巡回し、非行を未然に防ぐための思いやりのあるあたたかな声かけを行うこと。
44	28	情報モラル	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度 出典：文部科学省 国立教育政策研究所「情報モラル教育 実践ガイドンス」(平成23年度)
46	29	アドプトプログラム	アドプト・プログラム (Adopt program) は、市民と行政が協働で進める清掃活動をベースとしたまち美化プログラム。アドプト (Adopt) とは英語で「〇〇を養子にする」の意味。一定区画の公共の場所を養子にみたて、市民がわが子のように愛情をもって面倒をみ（清掃美化を行い）、行政がこれを支援する制度。
	30	ボランティア活動	社会福祉、教育、保健などの事業に対し、自発的・自主的に行われる無償の奉仕活動。
50	31	スクールカウンセラー	児童生徒の不登校や問題行動等に対応するために派遣される、臨床心理等に関する高度な専門的知識を有する者 出典：静岡県『第2期“ふじのくに”子ども・若者プラン』

第2次静岡市子ども・若者育成プラン

発行日 平成27年3月
発行 静岡市
編集 静岡市 子ども未来局 子ども未来部 青少年育成課
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
TEL 054-221-1698 FAX 054-221-9293